

第78回 定時株主総会 招集ご通知

株主様の健康を第一に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の点についてご理解・ご協力をお願い申し上げます。

- 当日の体調・健康状態によらず、本年はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます
- 株主総会の様子につきましては、同封のご案内に従って、インターネット配信をご覧くださいませようお願い申し上げます
- 発熱または体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただくことがございます
- 会場の座席数に限りがあることから、当日は入場制限をさせていただくことがございます
- 本年はお土産の配布を取り止めさせていただきます

開催情報

日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時
受付開始予定：午前9時

場所 RAKO華乃井ホテル 本館2階「パルケ」
長野県諏訪市高島2-1200-3

会場が前回と異なりますのでご注意ください。

目次

■ 招集ご通知.....	2
■ ご参考 (特集)社長・会長インタビュー	5
■ 株主総会参考書類.....	9
■ 第1号議案 剰余金の処分の件.....	9
■ 第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件.....	10
■ 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件.....	17
■ 第4号議案 監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件..	27
[招集ご通知添付書類]	
■ 事業報告.....	29
■ 連結計算書類.....	58
■ 計算書類.....	62
■ 監査報告書.....	65
■ ご参考 会社概要・株主メモ.....	70

セイコーエプソン株式会社



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6724/>



経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた、なくてはならない会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。

EPSON
EXCEED YOUR VISION

株主のみなさまへ

この度、4月1日付で、代表取締役社長を拝命
いたしました小川恭範です。

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜
り、厚く御礼申し上げます。

ここに、招集ご通知をお届けし、株主総会の議案
および事業の状況をご説明させていただきますので、
ご覧くださいますよう、お願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援
を賜りますようお願い申し上げます。

2020年5月



代表取締役社長

小川 恭範

株主各位

証券コード 6724
2020年5月29日

(本店) 東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(本社) 長野県諏訪市大和三丁目3番5号

セイコーエプソン株式会社

代表取締役社長 小川 恭範

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はご来場をお控えいただき、3頁のご案内に従って、書面またはインターネット等により、2020年6月24日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2020年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始予定:午前9時)
2. 場 所	長野県諏訪市高島2-1200-3 RAKO華乃井ホテル 本館2階「パルケ」 新型コロナウイルスの影響下において円滑かつ万全な運営を期すため、本社所在地での開催に変更させていただきます。
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第78期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第78期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件</p> <p>第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件</p>

議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定:午前9時)

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。

書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2020年6月24日(水)午後5時到着分まで有効】

議決権の行使につき、賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右欄をご参照ください)

【2020年6月24日(水)午後5時受付分まで有効】

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示に関するご案内

当社ウェブサイト <https://www.epson.jp/IR/>

- 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の会社の支配に関する基本方針
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査した事業報告ならびに監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載したもののほか、上記の事項が含まれております。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。



携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等ございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 受付時間 9:00~21:00(通話料無料)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

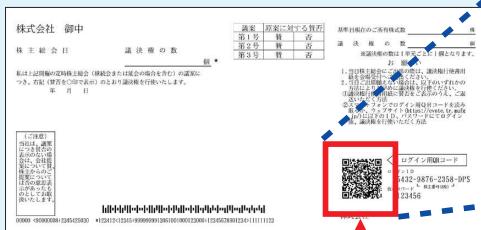
以上

スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、
1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書用紙右片
に記載の「ログイン用QRコード」
を読み取る。



「ログイン用QRコード」はこちら



2 議決権行使方法を選択する

議案賛否方法の
選択画面が表示
されるので、議
決権行使方法を
選択する。

議決権行使サイト
0000株式会社

議案賛否方法の選択

第00期定時総会
開催日 0000年0月00日
株主番号 10000001
行使できる議決権の数 1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにした
がって議決権を行使することを承認いたし
ます。該当する項目のボタンを選択して次
画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成、株主提案の全
ての議案を反対とされる場合

確認画面へ

会社提案、および株主提案の議案について個別
に賛否を入力される場合

賛否行使画面へ

議案内容

議案内容(英文)

利用規定

利用ガイド

ログアウト

©2018 0000
Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation All Rights Reserved.

3 各議案の賛否を選択する

画面の案内にしたがって各議案の賛否を
選択する。

議案別賛否入力

第00期定時総会
開催日 0000年0月00日
株主番号 10000001
行使できる議決権の数 1000

以下の議案について賛否をご入力くだ
さい。

会社提案	議案	原案に対して
第1号 議案	議案 1	賛成
第2号 議案	議案 2	賛成
番号1	番号1	賛成
番号2	番号2	賛成
番号3	番号3	賛成
株主提案	議案	原案に対して
第0号 議案	議案 3	賛成

画面の案内にしたがって行使完了です。

2回目以降のログインの際は…

左頁の「インターネットによる議決権行使方法」記載のご案内
にしたがってログインしてください。

社員の力を最大化する

— 持続可能な社会の実現に向けて —



代表取締役社長 CEO

小川 恭範

私たちエプソンは、1942年の創業以来培ってきた「省・小・精の技術」をDNAとして、ウオッチから始まり、インクジェットプリンターや液晶プロジェクター、センシング、ロボティクスなど、どれも技術力が高く評価され、市場で受け入れられてきました。今後も、この「省・小・精の技術」を徹底的に磨き、これを活かシイノベーションを起こすことで、さまざまな社会課題の解決に取り組んでいきたいと考えています。

どんな世の中にしたいたいのか、という「ありたい姿」を明確に描き、その実現に向けたシナリオを作り、スピーディーに実行していくつもりです。さまざまな環境変化に柔軟に対応していくことが必須であるため、協業・オープンイノベーションの加速にも力を入れてまいります。

また、エプソンの強みには、独創の技術を具現化する「ものづくり力」と、それをお客様にお届けする「グローバルネットワーク」があります。複雑な構造の部品を安定した生産に落とし込み、高い品質を実現する製造の力や、全世界の市場、お客様に新技術を浸透させ、商品をお届けする販売網には強い自信を持っています。

2020年も、新型コロナウイルス感染拡大や不安定な世界経済情勢など、エプソンを取り巻く経営環境はさらに厳しさを増すことが見込まれますが、持続可能な社会の実現を牽引すべく、精進する所存です。

今後もエプソンの歩みにご期待いただくとともに、より一層のご支援をお願い申し上げます。

2020年4月1日付で、碓井稔が取締役会長に、小川恭範が代表取締役社長に就任しました。今後、エプソンを取り巻く経営環境の大きな変化が継続的に見込まれる中、新たな視点に基づく柔軟かつ迅速な経営により、中長期的な企業価値向上を実現してまいります。

Q. なぜ社長に指名されたと思いますか？

A. 社員の力を最大化する力を買われたのではないかと考えています。私は長期視点で物事を考えるタイプであり、エプソンが今後向かっていく方向性についても碓井会長と共有できていました。それに加えて、技術者であるという点でしょうか。技術の本質的なところをとらえて、どう発展させていくかを考える人間として、ふさわしいと判断されたのではないかと、と思っています。



略歴 : 1988年 4月 当社入社
 2017年 4月 当社ビジュアルプロダクツ事業部長
 2017年 6月 当社執行役員
 2018年 6月 当社取締役 執行役員
 2018年10月 当社技術開発本部長
 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員
 同ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当

趣味 : 旅行(特にアフリカ)、映画鑑賞

座右の銘: 仕事を楽しむ

Q. 大切にしたいことは何ですか？

A. 私は、これまでいつも、社内に向けて「楽しく仕事をしよう」と言い続けてきました。決して「楽しい仕事をしよう」という意味ではありません。辛い仕事であろうと、それをいかに楽しくするのか、その姿勢と気持ちが大事であると考えています。すべての社員が仕事にやりがいを感じてほしい、楽しんでほしい、というのは、私の強い思いです。

楽しく仕事をすれば、それぞれのパフォーマンスが上がり、さまざまなアイデアが浮かびやすく、お互いが素直に協力し合える状態になるはずで。このような状態をつくるために、「組織風土」、特に「自由闊達で風通しの良いコミュニケーション環境」の実現を重要視しています。上司、同僚、部下、誰とでも何でも気軽に話ができる環境こそが、社員一人ひとりが「楽しく」仕事ができる条件です。それにより、エプソンの経営理念にある「創造と挑戦」や「総合力の発揮」ができ、「お客様を大切に」する気持ちに繋がるのだと信じています。青臭い話と感じられるかもしれませんが、あえて私はここを強調し、力を入れていきたいと思っています。

会長インタビュー



取締役会長 碓井 稔

Q. 2008年以来、どのような想いで社長を務めてきましたか？

A. 真のお客様価値に誠実に向き合い、エプソンの強みを進化させ総合力を発揮することにより、その実現を果たそうと心血を注いできました。また、時代に即した「創造と挑戦」の風土を再構築しようと努めてきました。

2008年4月、社長交代の席で、座右の銘である「究めて極める」についてお話ししました。ニーズやシーズなどの物事の本質を徹底的に見究め、ゴールを定め、それに向かって徹底的に取り組み、必ずやり遂げるという意味です。この「究めて極める」を社員に言い続けてきました。独創の技術を生み、磨き、極め、お客様にとって本当に価値のあるものは何か。このことを決して見失わず、より良い社会の実現に貢献できる商品・サービスを提供し、「なくてはならない会社」を目指そうということで、この11年9か月間、取り組んできました。

Q. なぜこのタイミングで社長交代となったのですか？

A. エプソンの持続的な発展を考えたとき、定めた方向に向けて計画を着実に実行するのみならず、新たな視点から新しい事業領域を開拓できる商品や、それを支える技術を継続的に育て、社会課題に誠実に向き合った新たな価値を作り出すことが重要だ、「なくてはならない会社」になる道だ、と考えています。

かねて、後継者の育成に取り組んでまいりましたが、今まさに、こうした重責を担うことのできる、若く新しいリーダーに舵取りをバトンタッチするタイミングであり、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会の審議を経て、1月の取締役会で社長交代の決議がされました。

Q. 小川社長に期待することは？

A. 小川社長は、エプソンの主力事業のひとつであるプロジェクター事業において、技術開発からトップマネジメントまで長年にわたり携わってきました。1994年、エプソン初のビジネスプロジェクターの開発により、現在の「プロジェクターでプレゼンテーションする」文化の創出に貢献しました。

また、コア技術への造詣が深く、技術開発本部長としてエプソンの競争力の源泉となる研究開発・生産技術開発を担ってきました。今後、優れた統率力を発揮し、エプソンをさらに飛躍させてくれるものと確信しています。

Q. 会長となった今、今後どのような役割を果たしていきたいですか？

A. 会長、そして取締役会議長として、より適切でスピード感のある執行を実現するために、取締役会の実効性をさらに高め、エプソンのコーポレートガバナンスを強化してまいります。また、対外的な活動を行いながら、時には小川社長の相談に乗り、エプソンが「なくてはならない会社」となるべく、その役割を果たしてまいります。



座談会 社長×若手社員

社長との対話を通じて、若手社員が「働くこと」について考えました

社員に対して「楽しく仕事をしよう」と言い続けてきた小川。その真意を社内に浸透させるべく、様々な層の社員と対話する機会を積極的に作っていらっしゃいます。ここでは、座談会に参加した若手社員の感想をご紹介します。

“小川さん”と話をしてみた感想は？



- 小川さんの言葉「仕事において楽しいと感じるときの一つは、周囲から頼りにされていると感じながら業務を行っているときである」に共感したとともに、自分で考える部分を多く含む業務ほど、「任せてもらえている」と強く感じ、達成感が大きいのだとわかりました。まずは一歩踏み込んだ仕事を積極的に行ってみて、そこから自分の仕事のレベルを上げて、周りが見えるようにしていきたいと感じました。



- 「楽しく働く」ためにどうすれば良いか、どのように考えれば良いか、漠然とした感覚しか抱いていませんでしたが、小川さんと話をして、「信頼感」が楽しさにつながることに納得できました。
- 仕事は「人のために」という理論は理解しているつもりでしたが、目の前の仕事について考えることで精一杯で、意識して仕事をする事ができていなかったと思いました。まずは身近な人のために、最終的には世の中・世界のためにという意識で、モチベーションを高く持ってこれから仕事をしていきたいという意識になりました。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、当社の配当方針を踏まえ、1株につき31円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき31円をお支払いしておりますので、年間配当金は前期と同額の62円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金31円 総額10,731,912,475円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月26日

(ご参考)

◆ 当社の配当方針について

当社は、お客様価値の創造を通じて持続的な事業成長を実現し、収益性の向上と経営資源の効率化などにより安定的な資金創出に努め、成長戦略に基づく投資を最優先に行ったうえで、経営環境の変化などに耐え得る強固な財務構造の構築と積極的な利益還元と並行して取り組むことを配当政策の基本方針としております。

この方針に従い、当社の本業による利益を示す事業利益から法定実効税率相当額を控除した利益に基づき、中期的には連結配当性向40%程度を目標としたうえで、株価水準や資金の状況などを総合的に勘案し、必要に応じて機動的に自己株式の取得を行い、より積極的な株主還元を図っていきます。

注. 事業利益とは、国際会計基準（IFRS）の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

◆ 自己株式の取得について

当社は、株価水準や資本効率のさらなる向上および積極的な株主還元の観点から、2019年5月から8月にかけて99億円（取得価額の総額（上限）：100億円）の自己株式の取得を実施しました。

第2号議案

監査等委員でない取締役8名選任の件

監査等委員でない取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外取締役の独立性判断基準（内容は24頁に記載）」に準拠しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における現在の地位および担当	取締役会出席状況
1	うすい みのる 碓井 稔	再任	取締役会長	13回／13回 (100%)
2	おがわ やすのり 小川 恭範	再任	代表取締役社長	13回／13回 (100%)
3	くぼた こういち 久保田 孝一	再任	代表取締役 専務執行役員 プリンティングソリューションズ事業部長	13回／13回 (100%)
4	せき たつあき 瀬木 達明	再任	取締役 常務執行役員 コンプライアンス担当役員 経営管理本部長	13回／13回 (100%)
5	かわな まさゆき 川名 政幸	再任	取締役 執行役員 人事本部長 兼 健康経営推進室長 エプソン販売株式会社 取締役会長	13回／13回 (100%)
6	たかはた としや 高畑 俊哉	再任	取締役 執行役員 経営戦略本部長 兼 DX推進本部長 兼 サステナビリティ推進室長	10回／10回 (100%)
7	おおみや ひであき 大宮 英明	再任	社外 独立役員	13回／13回 (100%)
8	まつなが まり 松永 真理	再任	社外 独立役員	12回／13回 (92.3%)

1

うすい
碓井 稔

みのる

(1955年4月22日生)

再任



所有する当社の株式数

180,500株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)**略歴、地位および担当**

1979年11月 信州精工株式会社（現当社）入社
 2002年6月 当社取締役
 2007年10月 当社常務取締役
 2008年6月 当社代表取締役社長
 2020年4月 当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役会議長として取締役会を適正に運営し、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、過去11年9か月にわたり代表取締役社長としてエプソンの経営を担い、長期ビジョンの制定や事業基盤の強化および新たなビジネスモデルの確立等を先導してまいりました。

今後は、取締役会長として、引き続き取締役会議長を担い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2

おがわ
小川 恭範

やすのり

(1962年4月11日生)

再任



所有する当社の株式数

15,600株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)**略歴、地位および担当**

1988年4月 当社入社
 2017年4月 当社ビジュアルプロダクツ事業部長
 2017年6月 当社執行役員
 2018年6月 当社取締役
 2018年10月 当社技術開発本部長
 2019年6月 当社常務執行役員
 同ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当
 2020年4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、ビジュアルプロダクツ事業部長、技術開発本部長、ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当と豊富な業務経験と実績を有し、「Epson 25」の実現に向けた事業基盤ならびに全社技術基盤の構築・強化を先導してまいりました。

今後は、代表取締役社長として、引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた優れたリーダーシップを発揮することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3

くぼた こういち
久保田 孝一

(1959年4月3日生)

再任



所有する当社の株式数

33,300株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)**略歴、地位および担当**

1983年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
 2012年 6月 当社取締役（現任）
 2013年 6月 当社プリンター事業部長
 2015年 6月 当社常務取締役
 2016年 4月 当社経営企画本部副本部長（営業企画、ブランド・コミュニケーション担当）
 2016年 6月 当社常務執行役員
 2017年 4月 当社プリンティングソリューションズ事業部長（現任）
 2017年 6月 当社専務執行役員（現任）
 2018年10月 当社代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、情報関連機器事業において海外営業を中心とした豊富な業務経験と実績を有し、プリンティングソリューションズ事業部長としてインクジェットイノベーションによる新たな顧客価値創造に向けた取り組みを主導してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4

せき たつあき
瀬木 達明

(1960年12月26日生)

再任



所有する当社の株式数

9,800株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)**略歴、地位および担当**

1983年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
 2005年11月 当社BS事業管理部長
 2014年10月 当社財務経理部長
 2015年10月 当社経営管理本部副本部長（財務経理担当）
 2016年 6月 当社取締役（現任）・同執行役員・同コンプライアンス担当役員（現任）・同経営管理本部長（現任）
 2019年 6月 当社常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、財務経理および事業管理に関する豊富な業務経験と実績を有し、経営管理本部長として全社の経営管理の仕組みや全社システムの変革など、高い視点で新たな取り組みを意欲的に主導してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者としていたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

5

かわな まさゆき
川名 政幸

(1964年7月27日生)

再任



所有する当社の株式数

12,100株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)**略歴、地位および担当**

1988年 4月 セイコーエプソン生活協同組合入社
 1999年 3月 当社入社
 2014年 6月 当社取締役 (現任)・同人事本部長 (現任)
 2015年 6月 オリエント時計株式会社 代表取締役社長
 2016年 6月 当社執行役員 (現任)
 2016年10月 当社CSR推進室長
 2018年 6月 エプソン販売株式会社 取締役会長 (現任)
 2020年 4月 当社健康経営推進室長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、人事を中心とした豊富な業務経験と実績を有し、人事制度の改革などにより、競争力強化に多大な貢献を果たしてまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

6

たかはた としや
高畑 俊哉

(1963年11月19日生)

再任



所有する当社の株式数

13,000株

取締役会への出席状況

10回／10回
(100%)**略歴、地位および担当**

1986年 4月 当社入社
 2012年 4月 当社プリンター事業部副事業部長
 2014年 6月 当社業務執行役員
 2015年 6月 当社知的財産本部長
 2016年 6月 当社執行役員 (現任)
 2018年10月 当社経営企画本部長
 2019年 4月 当社DX推進本部長 (現任)
 2019年 6月 当社取締役 (現任)
 2020年 4月 当社経営戦略本部長 (現任)・同サステナビリティ推進室長 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、プリンター事業部副事業部長として、成長戦略、商品戦略の策定と実行の経験を有し、2020年4月からは経営戦略本部長、サステナビリティ推進室長およびDX推進本部長としてリサーチ機能の強化、オープンイノベーションおよびデジタル技術活用によるビジネスモデル創出やIT基盤構築を統括しております。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社視点での的確な経営判断と業務執行に対する監督が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

7

おおみや ひであき
大宮 英明

(1946年7月25日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

11,600株

取締役会への出席状況

**13回／13回
(100%)****略歴、地位および担当**

2007年 4月 三菱重工業株式会社 取締役・副社長執行役員
 2008年 4月 同社取締役社長
 2013年 4月 同社取締役会長
 2014年 6月 当社社外取締役（現任）
 2016年 6月 三菱商事株式会社 社外取締役
 2018年 6月 株式会社野村総合研究所 社外取締役（現任）
 2019年 4月 三菱重工業株式会社 取締役相談役
 2019年 6月 三菱重工業株式会社 相談役（現任）

重要な兼職の状況

三菱重工業株式会社 相談役
 株式会社野村総合研究所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、三菱重工業株式会社の取締役社長および取締役会長を歴任し、経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役として、グローバルかつ重工業という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督いただいております。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性について

同氏は、三菱重工業株式会社の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と同社との間に取引関係はありません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。

8

まつなが
松永まり
真理

(1954年11月13日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

6,600株

取締役会への出席状況

12回／13回
(92.3%)

略歴、地位および担当

- 1977年 4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
 1986年 7月 同社「就職ジャーナル」編集長
 1988年 7月 同社「とらばーゆ」編集長
 1997年 7月 NTT移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）ゲートウェイビジネス部企画室長
 2000年 4月 株式会社松永真理事務所 取締役社長
 2012年 6月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 テルモ株式会社 社外取締役
 2014年 6月 ロート製薬株式会社 社外取締役（現任）
 2016年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役
 ロート製薬株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、新規ビジネスモデルの構築等の実績および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役として、オープンイノベーションの促進などの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行うことで、経営を適切に監督いただいております。引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性について

最近3年間において、当社と同氏との間に取引関係はありません。
 なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。
 注3. 同氏の戸籍上の氏名は青木真理であります。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任については、監査等委員である社外取締役3名を含む社外取締役全員および代表取締役社長、人事担当役員を構成員とし、また社外取締役が過半数を占める「取締役選考審議会」において、当社取締役会と取締役にかかる基本的な枠組みおよび考え方ならびに候補者選定の方針および具体案等を確認し、監査等委員である社外取締役が出席して意見を述べるとともに、監査等委員会においてその内容を共有し、協議いたしました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任について妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論にいたしました。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外取締役の独立性判断基準（内容は24頁に記載）」に準拠しております。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位および担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	
1	しげもと 重本 太郎 太郎 重本	再任	取締役 常勤監査等委員	13回／13回 (100%)	15回／15回 (100%)
2	しらい 白井 芳夫 芳夫 白井	再任 社外 独立役員	社外取締役 監査等委員	13回／13回 (100%)	15回／15回 (100%)
3	むらこし 村越 進 進 村越	新任 社外 独立役員	—	—	—
4	おおつか 大塚 美智子 美智子 大塚	新任 社外 独立役員	—	—	—

1

しげもと たろう
重本 太郎

(1962年6月4日生)

再任



所有する当社の株式数

13,500株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)

監査等委員会への出席状況

15回／15回
(100%)**略歴、地位および担当**

1985年 4月 当社入社
 2003年 4月 当社TP事業管理部長
 2008年10月 Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. 管理本部長
 2014年 2月 Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. 総経理
 2016年 6月 当社監査等特命役員・同監査等委員会室長
 2018年 6月 当社取締役 常勤監査等委員 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、常勤監査等委員として、全社視点での業務執行に対する的確な監査・監督により適切に役割を果たしております。また、海外現地法人の代表を務めるなど、経営管理および事業管理に関する機能全般における豊富な業務経験と実績を有し、コーポレート視点と事業オペレーション視点の双方のバランスを取りながら事業成長と関係会社のガバナンス強化を先導してまいりました。

引き続き、常勤監査等委員として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 注2. 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。

2

しらい
白井よしお
芳夫

(1948年5月1日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

10,500株

取締役会への出席状況

13回／13回
(100%)

監査等委員会への出席状況

15回／15回
(100%)**略歴、地位および担当**

2001年 6月 トヨタ自動車株式会社 取締役
 2003年 6月 同社常務役員
 2005年 6月 同社専務取締役
 2007年 6月 日野自動車株式会社 取締役副社長
 2008年 6月 同社取締役社長
 2013年 6月 同社相談役
 豊田通商株式会社 取締役副会長
 2015年 6月 同社顧問
 2016年 6月 当社社外取締役 監査等委員 (現任)
 2017年 6月 日野自動車株式会社 顧問
 株式会社フジクラ 社外取締役 監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社フジクラ 社外取締役 監査等委員

社外取締役候補者とした理由

同氏は、トヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社および豊田通商株式会社の取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることや、当社における監査等委員である社外取締役としてのこれまでの実績から、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、候補者としたしました。

独立性について

同氏は、最近5年間において、豊田通商株式会社の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と豊田通商株式会社との間に取引関係はありません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社社外取締役 (監査等委員) 在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。
- 注3. 社外取締役候補者の過去5年間における他の会社の役員在任中に当該会社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実について
同氏が社外取締役 監査等委員を兼任している株式会社フジクラは、2018年8月、顧客に提出した試験・検査書類に実測値と異なる数値を記載した事例や顧客との間で取り決めた品質検査を行わなかった事例など製品の品質管理に関わる不適切な事案が存在することを公表しました。
同氏は、事案発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会においてコンプライアンスの視点に立った発言により注意喚起を行っておりました。また、当該事実判明後も、コンプライアンスの徹底および管理体制の強化等の再発防止策について提言を行うなど、適切に職務を遂行しております。



所有する当社の株式数

—

略歴、地位および担当

1976年 4月 弁護士登録
 1984年 4月 村越進法律事務所 弁護士
 1988年 3月 新千代田総合法律事務所 弁護士（現在に至る）
 2001年 5月 日本弁護士連合会 人権擁護委員会委員長
 2008年 4月 日本弁護士連合会副会長
 第一東京弁護士会会長
 2014年 4月 日本弁護士連合会会長
 2017年 5月 日本弁護士政治連盟理事長（現任）
 2019年 4月 文部科学省 コンプライアンスチーム委員(主査)(現任)

重要な兼職の状況

弁護士
 日本弁護士政治連盟 理事長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての高度な専門的知見を有しております。また、日本弁護士連合会の会長や日本弁護士政治連盟の理事長を歴任するなど法曹界における豊富な経験を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

独立性について

当社は、弁護士である同氏およびその所属する法律事務所との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定です。

4

おおつか
大塚みちこ
美智子

(1958年11月26日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数

-

略歴、地位および担当

1981年 4月 住友商事株式会社入社
 1986年 10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
 1990年 8月 公認会計士登録
 2013年 5月 大塚公認会計士事務所 公認会計士（現在に至る）
 2014年 4月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構監事（非常勤）
 2015年 4月 独立行政法人国際観光振興機構監事（非常勤）（現任）
 2015年 6月 富士興産株式会社 社外監査役
 2016年 6月 富士興産株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士
 富士興産株式会社 社外取締役 監査等委員

社外取締役候補者とした理由

同氏は、公認会計士としての高度な専門的知見を有しております。また、上場企業における社外役員としての経験と高い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性について

当社は、公認会計士である同氏との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定です。

(ご参考)

◆ 取締役候補者の指名にあたっての方針と手続き

株主総会に付議する取締役候補者の指名にあたっては、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会における公正、透明かつ厳格な審査および答申を経た上で、取締役会で決定することとしております。

方針：

- ①当社の役員は、無私的心・高い倫理観・清廉さを有する者でなければならない。
- ②当社の社外取締役は、その独立性を担保するため、取締役会が定めた「社外取締役の独立性判断基準（内容は24頁に記載）」を満たす者でなければならない。

注. 当社は、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員等の選考および報酬に関して、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会および取締役報酬審議会をそれぞれ設置しております。いずれの審議会とも、社外取締役が過半数を占め、ほかに代表取締役社長および人事担当役員で構成されております。また、常勤の監査等委員である取締役はオブザーバーとして出席することが可能となっております。

◆ 取締役選考審議会の活動状況の概要

2019年4月から本招集ご通知発送までの期間に4回開催され、役員（取締役・執行役員・監査等特命役員）の選考方針および候補者案、後継者計画、取締役会長に関する内規、取締役に対して特に期待する分野等について審議を行いました。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以下に掲げる基準を定める。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、当社に対する独立性を有しているものと判断する。
 - (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者（注2）だった者
 - (2) 当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
 - (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
 - (4) 当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者もしくは監査役だった者
 - (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
 - (6) 当社の主要な借入先である者（注6）または、その者が会社である場合は最近5年間に於いてその業務執行者だった者
 - (7) 最近5年間に於いて、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
 - (8) 最近5年間に於いて、当社の主幹事証券会社に所属していた者
 - (9) 当社から多額の寄付（注7）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間に於いて当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
 - (10) 当社との間で、社外役員の相互就任（注8）の関係が生じる会社の出身者
 - (11) 上記(1)～(9)に該当する者の配偶者または2親等以内の親族
2. 前項のいずれかに該当する場合であっても、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ当該人物の人格、見識、経験等に照らして当社の社外取締役としてふさわしいと考える人材については、その理由を説明および開示したうえで社外取締役として選任することができる。

(注)

- 1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高（連結売上収益）の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
- 2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上収益の2%以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
- 4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6：「主要な借入先」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう
- 7：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 8：「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう

以上

以上

(ご参考)

取締役に対して特に期待する分野（本総会終結後の予定）

当社は、取締役に対して特に期待する分野を整理することで、経営理念、長期ビジョンを実現するための経営体制を明確にしております。

氏名	地位	特に		
		企業経営	協業 オープンイノベーション	IT デジタル
碓井 稔	取締役会長	●	●	●
小川 恭範	代表取締役社長	●	●	●
久保田 孝一	代表取締役 専務執行役員	●	●	
瀬木 達明	取締役 常務執行役員	●		●
川名 政幸	取締役 執行役員	●		
高畑 俊哉	取締役 執行役員	●	●	●
大宮 英明	社外取締役	●	●	●
松永 真理	社外取締役	●	●	●
重本 太郎	取締役 常勤監査等委員	●		
白井 芳夫	社外取締役 監査等委員	●	●	
村越 進	社外取締役 監査等委員	●		
大塚 美智子	社外取締役 監査等委員	●	●	

期待する分野				ダイバーシティ
財務 会計	人事 人材開発	法務 コンプライアンス	グローバル (国際性)	性別
●	●	●	●	男性
●	●	●	●	男性
		●	●	男性
●		●	●	男性
	●	●	●	男性
		●	●	男性
●	●	●	●	男性
	●	●	●	女性
●		●	●	男性
●	●	●	●	男性
●	●	●	●	男性
●	●	●	●	女性

第4号議案

監査等委員でない取締役に対する賞与支給の件

取締役賞与につきましては、当期末時点の監査等委員でない取締役8名のうち、社外取締役を除く6名に対し、月額報酬額に当期の業績を勘案した支給月数を乗じて算出した総額85,280,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、支給対象者および総額は、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

各取締役に対する支給金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の報酬等については、監査等委員である社外取締役3名を含む社外取締役全員および代表取締役社長、人事担当役員を構成員とし、また社外取締役が過半数を占める「取締役報酬審議会」において、取締役報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法および監査等委員でない取締役に対する賞与支給案等を確認し、監査等委員である社外取締役が出席して意見を述べるとともに、監査等委員会においてその内容を共有し、協議いたしました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する賞与支給について妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会において陳述すべき特段の事項はないとの結論にいたりました。

(ご参考)

◆ 役員報酬の決定にあたっての方針と手続き

役員報酬の決定にあたっては、その透明性および客観性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における公正、透明かつ厳格な答申を経た上で、株主総会、取締役会または監査等委員会で決定することとしております。

方針：

(業務執行を担当する役員の報酬)

- ① 短期および中長期にわたる企業価値の向上を図るために、業績向上への意欲を高めるものであること
- ② 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること
- ③ 在任期間中に持てる経営能力を最大限発揮しうよう、期間業績に対応した処遇であること

(業務執行を担当しない役員の報酬)

- ① 経営全般の監督機能等を適切に発揮できるよう、独立性を担保できる報酬構成であること
- ② 社内外から優秀な人材の確保が可能な水準設定であること

◆ 取締役報酬審議会の活動状況の概要

2019年4月から本招集ご通知発送までの期間に4回開催され、基本報酬、賞与の個別支給額、業績連動型株式報酬制度の延長や業績係数等について審議を行いました。

以上

<MEMO>

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

1. エプソングループの現況に関する事項

1.1 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、第3四半期までの景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、年度末に向けて新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、急速な減速となりました。また、今後についても、さらに新型コロナウイルスの感染者数・エリアが拡大し、急速な景気減速が継続することが懸念されます。地域別に見ますと、年度末に向けて新型コロナウイルスの影響により、経済活動の大幅な縮小が生じたことなどから、日米欧および新興国において急速に減速し、さらに中国では第4四半期でマイナス成長に転じました。

当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ108.74円および120.85円と前期に比べ、米ドルは2%の円高、ユーロは6%の円高に推移しました。また、中国や南米など新興国の通貨についても円高に推移しました。

このような状況の中、売上収益は、インクジェットプリンターの大容量インクタンクモデルに対する需要の堅調な拡大はあるものの、米中貿易摩擦に端を発した世界経済の停滞や一部地域での政治経済の混乱等の影響を受けたことに加え、第4四半期においては中南米の通貨を中心とした円高進行の影響、新型コロナウイルスによる影響を受けたことにより、ビジュアルコミュニケーション事業セグメント、およびウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメントを中心に減少となり、1兆436億円（前期比4.2%減）となりました。事業利益は、選択と集中による将来成長に必要な費用投下の効率化を進めていますが、外部環境の悪化による減収影響、円高による為替のマイナス影響が大きく、408億円（同42.0%減）となりました。営業利益は394億円（同44.7%減）、税引前利益は397億円（同44.9%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は77億円（同85.6%減）となりました。

売上収益

1兆436億円

前期比 4.2%減



事業利益

408億円

前期比 42.0%減



営業利益

394億円

前期比 44.7%減

親会社の所有者に
帰属する当期利益
77億円

前期比 85.6%減



注. 事業利益とは、国際会計基準(IFRS)の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

当連結会計年度の平均為替レート

米ドル 108.74円 (前期比 2%の円高)

ユーロ 120.85円 (前期比 6%の円高)

(2) セグメント区分別の概況

プリンティングソリューションズ事業セグメント

売上収益

7,086億円 (前期比 **2.1%**減) 

セグメント利益

756億円 (前期比 **20.0%**減) 

売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自の「マイクロピエゾ技術」のほか、「ドライファイバーテクノロジー」などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ プリンター事業

オフィス・ホーム用インクジェットプリンター、シリアルインパクトドットマトリクスプリンター (SIDM)、ページプリンター、カラーイメージスキャナー、乾式オフィス製紙機およびこれらの消耗品など

○ プロフェッショナルプリンティング事業

商業・産業用インクジェットプリンター、POSシステム関連製品、インクジェットプリントヘッドおよびこれらの消耗品など

○ その他

PCなど

プリンター事業の売上収益は減少となりました。オフィス・ホーム用インクジェットプリンター本体は、大容量インクタンクモデルでは従来の新興国を中心とした販売活動に加え、北米、西欧および日本などの先進国を中心に、エンドユーザーへの商品認知を広める活動や販売プロモーション強化を行ったこと、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、在宅業務や家庭学習の機会が増加したことによる家庭での印刷ニーズの高まりが販売の増加に寄与したこと等から、増加しました。一方、SOHO・ホーム向けインクカートリッジモデルは、競合他社によるプロモーションが激しくなる中において、必要以上のプロモーションを抑制し、価格維持を図ったことなどにより販売数量が減少となりました。これらに加え、為替のマイナス影響も受けたことから、オフィス・ホーム用インクジェットプリンター本体全体では前期並みとなりました。消耗品は、大容量インクタンクモデル用ボトルは増加しましたが、SOHO・ホーム向けインクカートリッジは本体稼働台数の減少および為替のマイナス影響により、売上減少となりました。また、シリアルインパクトドットマトリクスプリンターについても、新型コロナ

ウイルスの影響もあり市場縮小が加速したこと、さらに為替のマイナス影響が加わり、売上減少となりました。

プロフェッショナルプリンティング事業の売上収益は前期並みとなりました。商業・産業用インクジェットプリンターは成長市場であるサイネージおよびテキストスタイル分野が堅調に推移し、増加となりました。POSシステム関連製品はイタリアでの税制改定に伴う需要増はありましたが、新型コロナウイルスの影響および為替のマイナス影響により、売上減少となりました。

その他はOS切り替えに伴うPCの需要増により、増収となりました。

プリンティングソリューションズ事業セグメントのセグメント利益は、大容量インクタンクモデルやPC等の増収影響があったものの、将来成長に向けた戦略的な費用投下や為替のマイナス影響もあり、減少となりました。

以上の結果、プリンティングソリューションズ事業セグメントの売上収益は7,086億円 (前期比2.1%減)、セグメント利益は756億円 (同20.0%減) となりました。

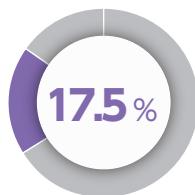
ビジュアルコミュニケーション事業セグメント 売上収益構成比

売上収益

1,833億円 (前期比 **9.8%**減) 

セグメント利益

135億円 (前期比 **36.1%**減) 



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、独自の「マイクロディスプレイ技術」や「プロジェクション技術」などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ビジュアルコミュニケーション事業

液晶プロジェクター、スマートグラスなど

ビジュアルコミュニケーション事業の売上収益は、北米、中国やインドなどでのプロジェクター市場の縮小によりボリュームゾーンの商品で販売が減少となり、新型コロナウイルスや為替のマイナス影響も加わり、減少となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業セグメントのセグメント利益は、将来成長に向けた費用投下の効率化を進めていますが、減収影響に加え、為替のマイナス影響により減少となりました。

以上の結果、ビジュアルコミュニケーション事業セグメントの売上収益は1,833億円（前期比9.8%減）、セグメント利益は135億円（同36.1%減）となりました。

ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント

売上収益

1,529億円 (前期比 **6.4%**減) ▼

セグメント利益

18億円 (前期比 **66.6%**減) ▼

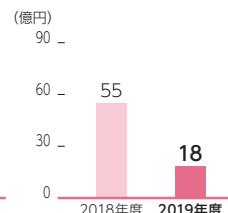
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



主要な事業内容

当セグメントは、創業から培ってきた超微細・超精密加工技術、高密度実装技術、低消費電力技術、高精度のセンシング技術やソフトウエア技術、高度な精密メカトロニクス技術などの強みを活かし、各製品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ウェアラブル機器事業

- 時計 (ウォッチ、ウォッチムーブメントなど)

○ロボティクスソリューションズ事業

- 産業用ロボット、ICハンドラーなど

○マイクロデバイス事業他

- 水晶デバイス (水晶振動子、水晶発振器、水晶センサーなど)
- 半導体 (CMOS LSIなど)
- 金属粉末 ● 表面処理加工

ウェアラブル機器事業の売上収益は、高価格帯商品は堅調に推移した一方、低・中価格帯商品およびムーブメントの販売が低調なことに加え、新型コロナウイルスの影響によりインバウンド需要がさらに低下したことにより、減少となりました。

ロボティクスソリューションズ事業の売上収益は、米中貿易摩擦による影響が継続したこと等から、欧州を中心に設備投資需要が減退し、減少となりました。

マイクロデバイス事業の売上収益は、水晶デバイスおよび半導体で前期並みとなったものの、為替のマイナス影響もあり、減少となりました。

ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメントのセグメント利益は、ウェアラブル機器事業を中心とした減収影響が大きく、為替のマイナス影響もあり、減少となりました。

以上の結果、ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメントの売上収益は1,529億円 (前期比6.4%減)、セグメント利益は18億円 (同66.6%減) となりました。

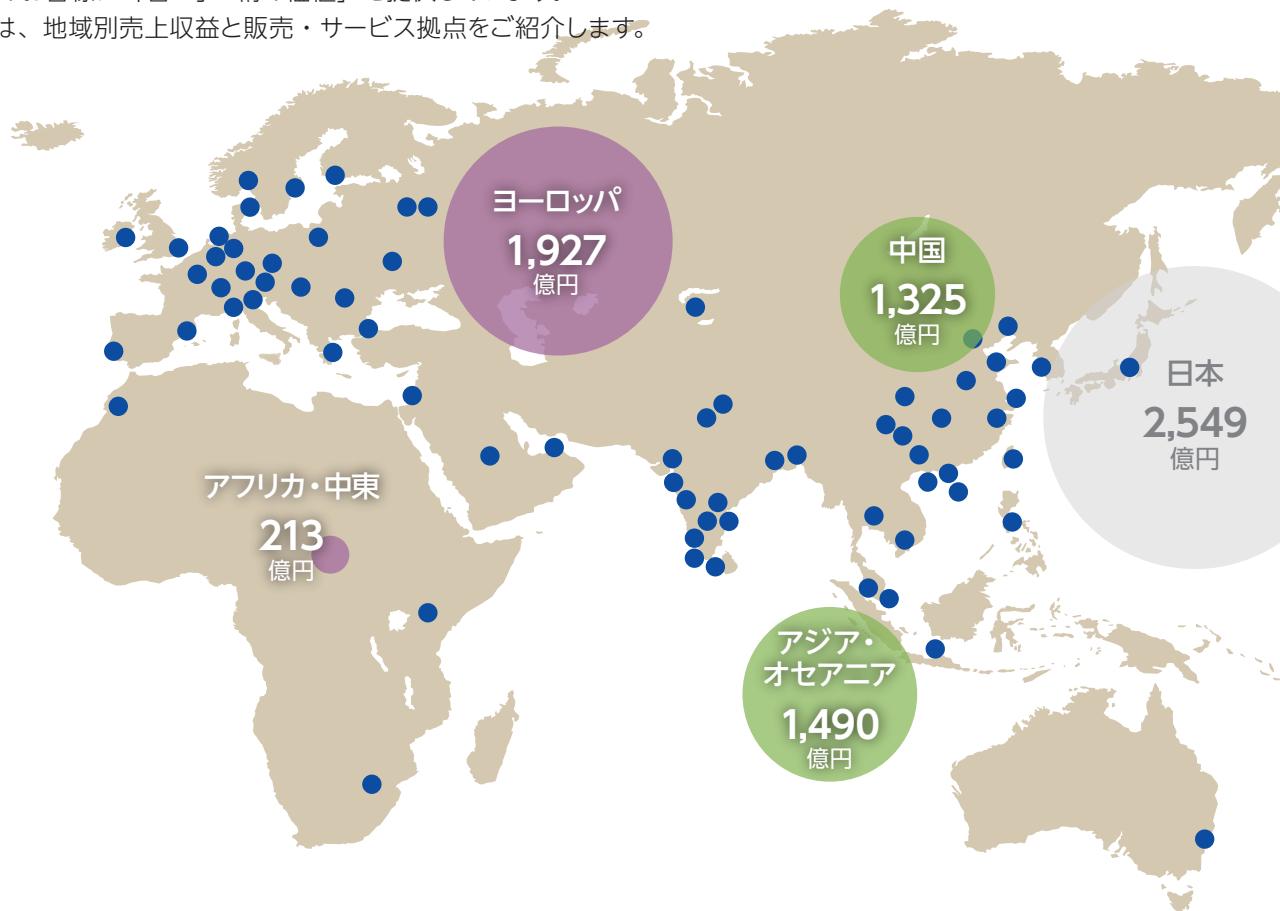
その他 (グループ向けサービス業など)

その他の売上収益は9億円 (前期比3.0%減)、セグメント損失は5億円 (前期は5億円のセグメント損失) となりました。

(ご参考)

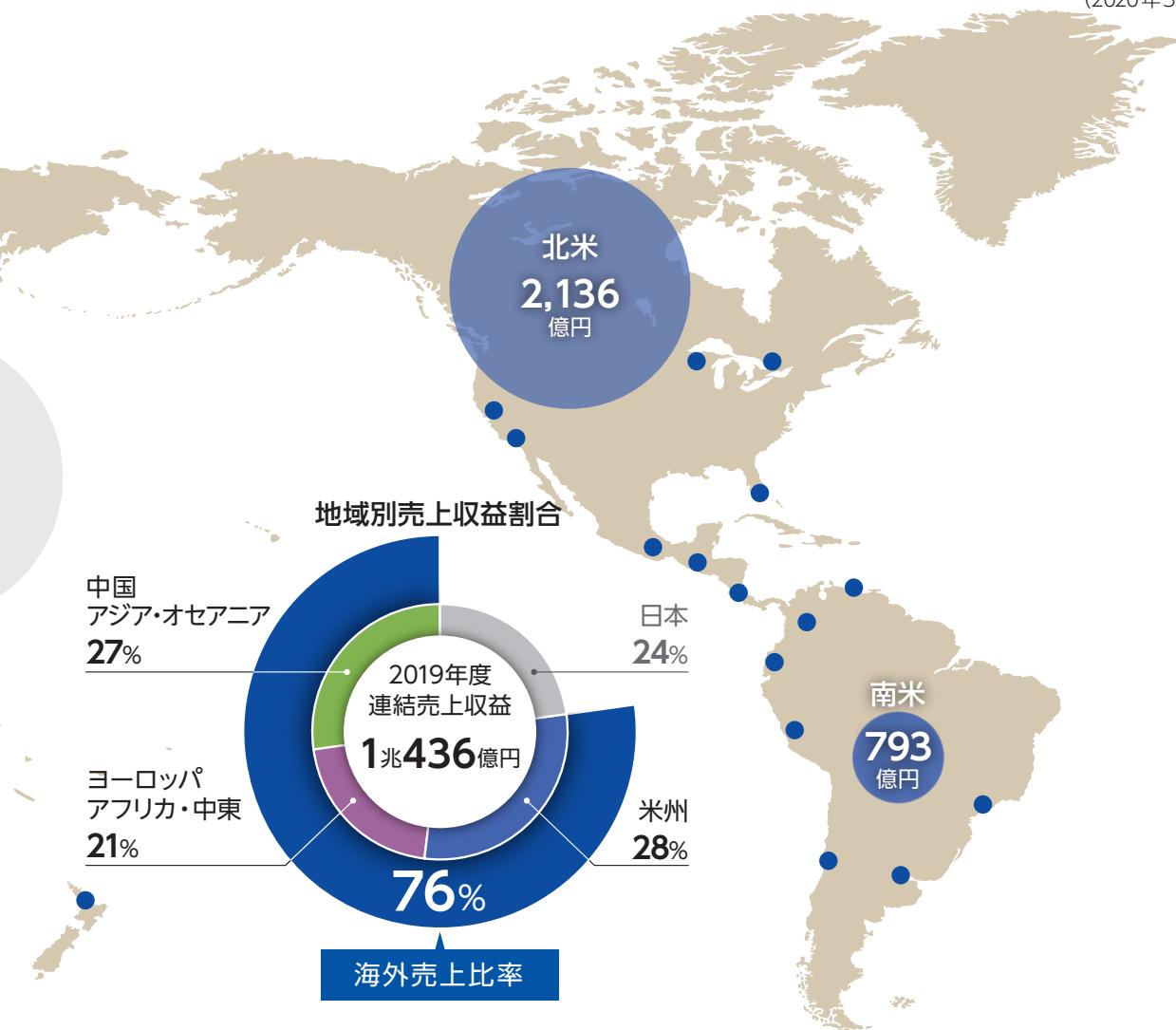
世界のお客様とつながるエプソン

エプソンは、それぞれの国や地域に合った独創の製品・サービスをお届けし、世界中のお客様に「省・小・精の価値」を提供しています。
ここでは、地域別売上収益と販売・サービス拠点をご紹介します。

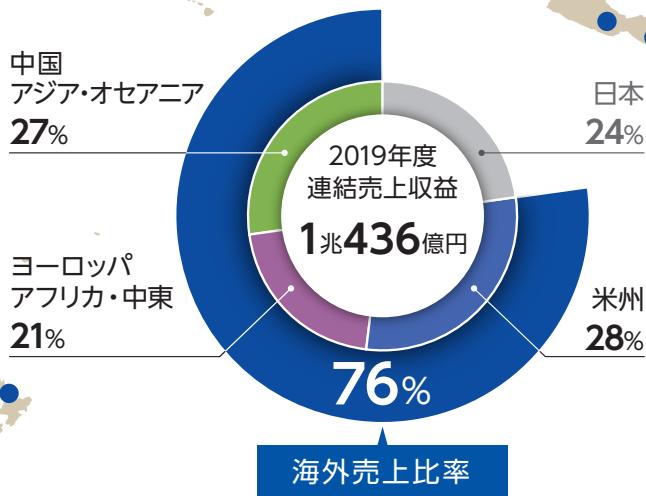


● 主な販売・サービス拠点

(2020年3月31日現在)



地域別売上収益割合



注：記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

1.2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来の事業の育成と今後の成長の実現に向けて、新製品対応や生産能力増強のほか、合理化・維持更新などを中心に設備投資を実施しました。また、安定的な資金創出の観点から、引き続き投資の厳選と既存設備の効率的な活用などにも取り組みました。

この結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産およびソフトウェア）は、800億9千万円となりました。

なお、当連結会計年度における設備投資の主な状況として、広丘事業所における商業・産業用大型印刷機の試作・量産工場およびデジタル捺染のテストラボ機能を備えた新棟を竣工しました。

区分	設備投資額（百万円）	対前期比増減率（%）
プリンティングソリューションズ事業	43,575	△6.9
ビジュアルコミュニケーション事業	14,141	24.0
ウェアラブル・産業プロダクツ事業	14,777	5.7
その他・全社	7,596	△23.1
合計	80,090	△2.4

注。会計方針の変更（新リース会計基準の適用）により、当連結会計年度から使用権資産を含めております。

1.3 資金調達の状況

当社は、社債償還資金、設備投資および運転資金に充当するため、総額300億円の無担保普通社債を発行しました。

また、所要資金として、金融機関より総額300億円の長期借入金を調達しました。

1.4 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年7月に、長期ビジョン「Epson 25」実現に向けたインクジェットヘッド外販ビジネスとオープンイノベーションの強化の一環として、プリンテッド・エレクトロニクス分野のスタートアップ企業であるエレファンテック株式会社とパートナーシップ契約を締結し、同年10月に出資を行いました。

1.5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1.6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

1.7 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1.8 対処すべき課題

エプソンは、将来の目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」（以下「Epson 25」という。）の実現に向けて、2019年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第2期中期経営計画（2019年度～2021年度）」（以下「第2期中期計画」という。）を2019年3月に策定しました。

第2期中期計画の初年度である2019年度を振り返ると、米中貿易摩擦影響による世界経済の停滞やユーロ・新興国通貨を中心とした円高進行などの厳しい外部環境により、売上収益は前期比減収となるとともに、事業利益もメリハリのある固定費削減に努めたものの、前期比減益となりました。このような状況のもと、将来成長に向けた戦略の進捗としては、国内スタートアップ企業などとの協業・オープンイノベーションの推進、商品ポートフォリオ見直しおよび経営資源の戦略分野への集中に取り組みしました。

インクジェットイノベーション領域では、大容量インクタンクモデルはエマージング市場に加え先進国市場でも販売数量が増加し、また、オフィス共有インクジェットプリンターは欧州での大型案件獲得や日本でのアカデミックプランの展開などにより販売が伸長したものの、レーザープリンターからインクジェットプリンターへの置換えには時間を要しており、今後、BtoB ビジネスの営業体制拡充に向けて顧客接点の強化を図るために、サブスクリプション型サービスのグローバル展開などを加速してまいります。

ビジュアルイノベーション領域では、プロジェクターは高光束領域やOS付きホーム領域などの戦略分野でレーザー光源を搭載した新商品投入を進めましたが、フラットパネルディスプレイの低価格化などの影響を受け、既存市場は厳しい状況となりました。

ウェアラブルイノベーション領域では、低・中価格帯ウオッチは市場縮小などの影響を受けましたが、生産効率化や経営資源の絞込みを行うとともに、強化領域への経営資源集中を進めました。

ロボティクスイノベーション領域では、ロボットは新商品や各種アプリケーションによるソリューション提案で市場開拓に取り組みましたが、米中貿易摩擦影響などにより販売は軟調に推移しました。

2020年度においては厳しい外部環境が継続することを前提とし、経営資源のメリハリに基づく配分と転換を完遂し、将来成長に向けた安定収益基盤を確立する方針です。ただし、エプソンを取り巻く現下の経営環境としては、競争激化のほか、新型コロナウイルス感染拡大による影響や不安定な世界経済情勢など、外部環境の不透明感が継続していることから、今後のリスクに備えた効率的な費用執行に取り組みます。また、現状、財務の健全性は十分保たれていますが、金融機関とのコミットメントライン契約などにより、資金手当てに万全を期してまいります。

足元での喫緊の課題である新型コロナウイルス感染拡大については、従業員とその家族、お客様・株主様を含めたすべてのステークホルダーの皆様の安全・健康を最優先に取り組みむとともに、生産・販売活動の正常化に向けた対応を迅速に進め、これらの混乱からより早期に脱却を図ります。また、新型コロナウイルス感染拡大による影響が継続する間はもとより、沈静化した後の社会においても、例えば移動や人との接触・対面などを必ずしも必要としない生活様式への変化など、様々な大きな社会の変化が進むことが予想されます。エプソンは、こうした社会の大きな変化に対して、これまで進めてきた「デジタル化」、「働き方改革」、「環境負荷低減」などへの取り組みをより一層加速させて、予想される社会課題の解決に積極的に取り組んでまいります。加えて、今後さらに浮き彫りになるエプソンが取り組むべき社会課題の解決に向けて、「産業構造の革新」および「循環型経済の牽引」への対応を推進していく方針です。

エプソンは、以上の状況を踏まえ、引き続き社会課題の解決による将来成長の実現に向けて、規律ある経営資源の投入を進めつつ、第2期中期計画で掲げた以下の諸施策を環境変化に応じて迅速かつ着実に推進することにより、持続的成長および中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

（1）第2期中期計画の基本的な考え方

第2期中期計画では、第1期中期計画に引き続き「Epson 25」で目指す姿は堅持し、環境変化や社会課題に

対応したメリハリのある経営により、高い収益を生み出す事業運営に改革します。

<第2期中期計画の基本方針>

- 1) 資産の最大活用と協業・オープンイノベーションによる成長加速
 - ◆ソリューション提案型ビジネスの強化
 - ◆協業も含め商品ラインアップの迅速な強化
 - ◆コアデバイスを用いた外販ビジネスとオープンイノベーションの強化
 - ◆ロボティクスへ経営資源を投下し主柱事業化に向け成長を加速
- 2) 本社からのコントロールによる、グローバルオペレーションの強化
 - ◆強化すべき事業領域・地域の選択と集中
 - ◆提案型 BtoB 営業力強化に向けた組織整備と人材投入
 - ◆全社統合IT基盤の整備
- 3) 経済環境、戦略の実効性を踏まえた規律ある経営資源の投入
 - ◆メリハリをつけた商品ポートフォリオの再構築
 - ◆財務規律の強化

(2) 第2期中期計画および「Epson 25」業績目標

項目		2021年度目標	2025年度目標
売上収益		1兆2,000億円	1兆7,000億円
事業セグメント	プリンティングソリューションズ	7,800億円	—
	ビジュアルコミュニケーション	2,250億円	—
	ウェアラブル・産業プロダクト	1,950億円	—
事業利益 (注1)		960億円	2,000億円
ROS (売上収益事業利益率)		8%	12%
ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)		継続的に10%以上	15%
為替レート USD/EUR/他通貨(注2)		110円/125円/92	115円/125円/100

注1. 事業利益とは、国際会計基準 (IFRS) の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。事業利益は、売上収益から売上原価、販売費および一般管理費を控除して算出しております。

注2. その他通貨の各レートを為替ボリュームに応じて加重平均した値について、2025年度目標を100とした指数です。

(3) 今後の取り組み

<4つのイノベーションに向けた取り組み>

[インクジェットイノベーション]

- ◆ホーム・SOHO/オフィス共有 (※) 分野では、大容量インクタンクモデルや高速ラインインクジェット複合機など、大容量インクモデルのインクジェットプリンターにより、レーザープリンターやインクカートリッジモデルからの置き換えを加速させ、消耗品に依存したビジネスモデルからの転換を進める。
※当社分類カテゴリーの1つ。高プリントボリュームオフィス向けプリンター。
- ◆商業・産業分野では、プラットフォーム化と協業により高生産性商品のラインアップを一気に拡大する。
さらに、プリントヘッド外販とオープンイノベーションで多種多様なニーズに対応し、ビジネスを拡大する。
- ◆社会の急速なデジタル化によって生まれるニーズをとらえ、協業・オープンイノベーションにより、新たな

プリンティングサービスを創出する。

[ビジュアルイノベーション]

- ◆レーザー光源エンジンを核としたプラットフォームのさらなる進化により、高光束モデルをはじめとしたラインアップを効率的に拡大し、プロジェクターの提供価値を向上させる。
- ◆ライティングモデルによる空間演出需要の創出や、小型プロジェクターの商品化などにより、新市場の開拓を進める。
- ◆スマートグラスは、PCやスマートフォンとの接続を可能とするインターフェースモデルの拡充や、光学エンジンモジュールの外販により、オープンイノベーションを加速させ用途拡大を図る。

[ウェアラブルイノベーション]

- ◆独創の技術を生かした付加価値の高いアナログウォッチ領域に経営資源集中を継続する。

[ロボティクスイノベーション]

- ◆エプソンの技術基盤を土台として、積極的に協業も行うことで、商品力とソリューション提案力をさらに強化し、将来の支柱事業とすべく成長を加速させる。
- ◆AI活用によるさらなる使い勝手向上や、ヒト協調市場への参入を実現する。

<営業機能の強化>

- ◆グローバル視点での販売戦略の実行と、管理機能を強化するために、本社による統制力を強化すると同時に、BtoB ビジネスへのシフトに向け、顧客密着型・ソリューション提案型の営業への転換を進める。

<持続可能な社会の実現に向けて>

- ◆持続可能な社会の実現に対する期待の高まりをビジネスチャンスと捉え、印刷性能・環境性能・インク対応性などに強みを持つインクジェット技術によるイノベーションを加速させ、持続可能な社会の実現に貢献する。

(4) 第2期中期計画財務目標

1) キャッシュフロー

- ◆着実な利益成長、効率的なオペレーションを実現し、キャッシュフロー創出力を回復します。
- ◆創出したキャッシュは、メリハリを付け成長投資へ優先配分したうえで、健全な財務構造を維持しながら、株主還元を実施します。

項目	第1期中期経営計画（実績）	第2期中期経営計画
営業キャッシュフロー	3年間累計：2,581億円	3年間累計：3,700億円程度
フリーキャッシュフロー	3年間累計：249億円	3年間累計：1,700億円程度

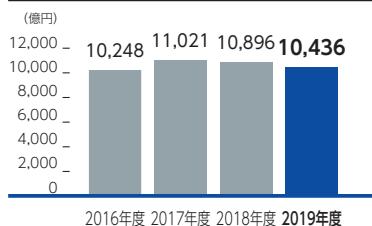
2) 研究開発費・設備投資

項目	第1期中期経営計画（実績）	第2期中期経営計画
研究開発費	3年間累計：1,613億円	「Epson 25」実現に必要な新商品・要素開発などに積極的に投下
設備投資（リース除く）	3年間累計：2,368億円	3年間累計：2,000億円程度 (生産体制強化・新商品対応など)

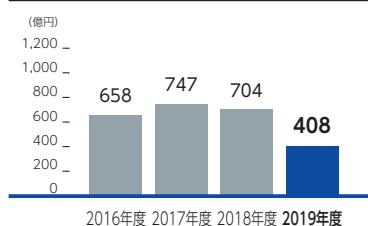
1.9 財産および損益の状況

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
売上収益 (百万円)	1,024,856	1,102,116	1,089,676	1,043,600
事業利益 (百万円)	65,807	74,785	70,498	40,861
営業利益 (百万円)	67,892	65,003	71,355	39,479
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	48,320	41,836	53,710	7,733
基本的1株当たり当期利益 (円)	136.82	118.78	152.49	22.26
資産合計 (百万円)	974,387	1,033,350	1,038,389	1,040,910
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	492,196	512,727	540,181	503,746
親会社所有者帰属持分比率 (%)	50.5	49.6	52.0	48.4

売上収益



事業利益



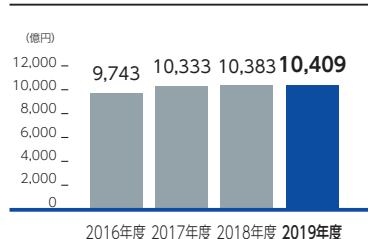
営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益 / 基本的1株当たり当期利益



資産合計



親会社の所有者に帰属する持分 / 親会社所有者帰属持分比率



注1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

注2. 事業利益とは、IFRSの適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

注3. 基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

1.10 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
日本	エプソン販売株式会社	東京都	百万円 4,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	エプソンダイレクト株式会社	長野県	百万円 150	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	宮崎エプソン株式会社	宮崎県	百万円 100	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
	東北エプソン株式会社	山形県	百万円 100	100.0	プリンティングソリューションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	秋田エプソン株式会社	秋田県	百万円 80	100.0	プリンティングソリューションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	エプソンアトミックス株式会社	青森県	百万円 450	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
米州	U.S. Epson, Inc.	アメリカ	千米ドル 126,941	100.0	持株会社
	Epson America, Inc.	アメリカ	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Portland Inc.	アメリカ	千米ドル 31,150	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
欧州	Epson Europe B.V.	オランダ	千ユーロ 95,000	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson (U.K.) Ltd.	イギリス	千英ポンド 1,600	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Deutschland GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,200	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Europe Electronics GmbH	ドイツ	千ユーロ 2,000	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson France S.A.S.	フランス	千ユーロ 4,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Italia S.p.A.	イタリア	千ユーロ 3,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	For.Tex S.r.l.	イタリア	千ユーロ 80	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson Iberica, S.A.U.	スペイン	千ユーロ 1,900	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Telford Ltd.	イギリス	千英ポンド 8,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Fratelli Robustelli S.r.l.	イタリア	千ユーロ 90	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
Epson (China) Co., Ltd.	中国	百万人民元 1,211	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
Epson Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 200	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
Epson Korea Co., Ltd.	韓国	百万韓国ウォン 1,466	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
Epson Hong Kong Ltd.	中国	千香港ドル 2,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	台湾	千台湾ドル 25,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
PT. Epson Indonesia	インドネシア	千インドネシアピア 918,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
Epson (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千タイバーツ 103,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
Epson Philippines Corporation	フィリピン	千フィリピンペソ 50,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
Epson Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	千豪ドル 1,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
Epson India Pvt. Ltd.	インド	千インドルピー 108,628	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	中国	千米ドル 81,602	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 56,641	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
Epson Precision (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 25,000	100.0 (100.0)	ウエアラブル・産業プロダクツ
Orient Watch (Shenzhen) Ltd.	中国	千人民元 37,748	100.0 (100.0)	ウエアラブル・産業プロダクツ
Tianjin Epson Co., Ltd.	中国	千人民元 172,083	80.0 (80.0)	プリンティングソリューションズ
Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 71,700	100.0	ウエアラブル・産業プロダクツ
PT. Epson Batam	インドネシア	千米ドル 7,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
PT. Indonesia Epson Industry	インドネシア	千米ドル 23,000	100.0	プリンティングソリューションズ
Epson Precision (Thailand) Ltd.	タイ	千タイバーツ 3,250,000	100.0	ウエアラブル・産業プロダクツ
Epson Precision (Philippines), Inc.	フィリピン	千米ドル 157,533	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 16,000	100.0	ウエアラブル・産業プロダクツ
Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 22,800	100.0 (100.0)	ウエアラブル・産業プロダクツ

注1. 出資比率の()内は、間接所有割合を内書しております。
注2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

アジア・オセアニア

1.11 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

エプソンでは、事業部制による世界連結マネジメントのもと、開発活動については先行研究開発や製品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、生産活動および販売活動については、国内外の製造・販売関係会社を中心に展開しております。

<当社>

本店	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
本社	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
事業所	広丘事業所（長野県塩尻市）、豊科事業所（長野県安曇野市）、 富士見事業所（長野県諏訪郡富士見町）、諏訪南事業所（長野県諏訪郡富士見町）、 塩尻事業所（長野県塩尻市）、松本南事業所（長野県松本市）、 伊那事業所（長野県上伊那郡箕輪町）、松本事業所（長野県松本市）、 神林事業所（長野県松本市）、日野事業所（東京都日野市）、酒田事業所（山形県酒田市）、 千歳事業所（北海道千歳市）、大阪事業所（大阪府大阪市）

<子会社>

詳細は、「1.10 重要な親会社および子会社の状況」をご参照ください。

1.12 従業員の状況（2020年3月31日現在）

区分	従業員数（名）	対前期比（名）
プリンティングソリューションズ事業	48,875	1,106
ビジュアルコミュニケーション事業	10,455	△1,572
ウェアラブル・産業プロダクツ事業	12,345	△703
その他	403	25
全社（共通）	3,530	105
合計	75,608	△1,039

注1. 従業員数は、就業人員数です。

注2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものです。

1.13 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	50,798
株式会社三菱UFJ銀行	21,511
株式会社八十二銀行	8,300

注. 借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を一部含んでおります。

1.14 現況に関するその他の重要な事実

(1) エプソクロスインベストメント株式会社の設立について

当社は、「Epson 25 第2期中期経営計画」における基本方針のひとつである「資産の最大活用と協業・オープンイノベーションによる成長加速」を目的として、コーポレートベンチャーキャピタル子会社であるエプソクロスインベストメント株式会社（以下「EXI」という。）を、2020年3月16日に設立しました。

EXIは、独立系ベンチャーキャピタルであるグローバル・ブレイン株式会社との共同出資（エプソン出資比率99%）によるベンチャーキャピタルファンドを組成し、総額50億円の投資枠内において、国内外のベンチャー企業を投資対象とするファンドの運営を行います。

(2) ベルギーにおける著作権料に関する訴訟について

当社連結子会社のEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、2010年にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBEL（以下「REPROBEL」という。）に対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、係る訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされましたが、EEBは、これを不服として上訴する方針です。

(3) フランス消費者団体による申し立てについて

フランスにおいて販売されるインクジェットプリンター製品に関し、2017年に同国の消費者団体による消費者保護法に基づく申し立てがなされ、当局による調査が開始されています。なお、同消費者団体が主張するような製品の寿命を短くしているという意図はなく、エプソンは、今後とも品質や環境を最も重視し、お客様のニーズに合わせた設計をしております。

現時点においてかかる調査の進展、結果および終結の時期ならびにそのエプソンの業績および今後の事業展開への影響を予測することは困難です。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

2.1 発行可能株式総数 1,214,916,736株

2.2 発行済株式の総数 399,634,778株（自己株式53,444,053株を含む）

2.3 株主数 45,788名

2.4 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	54,424,400	15.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,647,100	7.11
三光起業株式会社	20,000,000	5.77
セイコーホールディングス株式会社	12,000,000	3.46
第一生命保険株式会社	8,736,000	2.52
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	8,153,800	2.35
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	7,510,400	2.16
エプソングループ従業員持株会	7,309,864	2.11
城戸崎 美紀子	6,855,302	1.98
服部 美奈子	6,855,302	1.98

注. 当社は、自己株式53,444,053株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託が所有する当社株式（259,468株）を含んでおりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4.1 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
碓井 稔	代表取締役社長	
久保田 孝一	代表取締役 専務執行役員	プリンティングソリューションズ事業部長
瀬木 達明	取締役 常務執行役員 コンプライアンス担当役員	経営管理本部長
小川 恭範	取締役 常務執行役員	ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当 兼 技術開発本部長
川名 政幸	取締役 執行役員	人事本部長 兼 CSR推進室長 エプソン販売株式会社 取締役会長
高畑 俊哉	取締役 執行役員	経営企画本部長 兼 DX推進本部長
大宮 英明	社外取締役	三菱重工業株式会社 相談役 株式会社野村総合研究所 社外取締役
松永 真理	社外取締役	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役 ロート製薬株式会社 社外取締役
重本 太郎	取締役 常勤監査等委員	
奈良 道博	社外取締役 監査等委員	弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外取締役 日本特殊塗料株式会社 社外取締役
椿 愼美	社外取締役 監査等委員	公認会計士 平和不動産株式会社 社外監査役
白井 芳夫	社外取締役 監査等委員	株式会社フジクラ 社外取締役 監査等委員

- 注1. 大宮英明氏、松永真理氏、奈良道博氏、椿愼美氏および白井芳夫氏については、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
- 注2. 高畑俊哉氏は、2019年6月26日の定時株主総会において取締役に選任され、就任しました。
- 注3. 碓井稔氏は、2020年4月1日をもって、代表取締役社長を退任し、取締役会長に就任しました。
- 注4. 小川恭範氏は、2020年4月1日をもって、代表取締役社長に就任し、ウェアラブル・産業プロダクツ事業セグメント担当 兼 技術開発本部長を離任しました。
- 注5. 取締役 監査等委員の椿愼美氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 注6. 監査等委員会による活動の実効性を確保するためには、監査等の環境の整備や重要社内会議への出席等による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携および内部統制システムの日常的監視が必要と判断し、重本太郎氏を常勤監査等委員として選定しております。
- 注7. 各社外取締役の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
- 注8. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
川名 政幸	人事本部長 兼 健康経営推進室長 エプソン販売株式会社 取締役会長	人事本部長 兼 CSR推進室長 エプソン販売株式会社 取締役会長	2020年4月1日
高畑 俊哉	経営戦略本部長 兼 サステナビリティ推進室長 兼 DX推進本部長	経営企画本部長 兼 DX推進本部長	2020年4月1日

注9. 2020年3月31日現在の執行役員（取締役による兼務を除く）の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
奥村資紀	常務執行役員	生産企画本部長 兼 ウエアラブル機器事業部副事業部長（品質保証・生産技術・生産担当）
渡辺潤一	常務執行役員	ウエアラブル機器事業部長 兼 生産企画本部副本部長（生産企画担当）
島田英輝	常務執行役員	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長（DTF・ペーパーラボ事業責任者、品質保証・生産技術・生産管理担当）
深石明宏	執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 総経理
森山佳行	執行役員	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd. 董事長総経理
佐伯直幸	執行役員	営業本部長
下斗米信行	執行役員	マイクロデバイス事業部長
山本和由	執行役員	Epson Europe B.V. President
安藤宗徳	執行役員	Epson Singapore Pte. Ltd. Managing Director
五十嵐人志	執行役員	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長（LFP事業責任者、企画・メカ設計担当）
Keith Kratzberg	執行役員	Epson America, Inc. President
大塚勇	執行役員	エプソンアトミックス株式会社 代表取締役社長
阿部栄一	執行役員	PT. Indonesia Epson Industry President
市川和弘	執行役員	技術開発本部副本部長（新規領域開発・材料開発・環境・分析リサーチ担当）兼 PL事業推進部長
内藤恵二郎	執行役員	ビジュアルプロダクツ事業部長
吉田佳史	執行役員	ロボティクスソリューションズ事業部長
Andrea Zoeckler	執行役員	Epson America, Inc. Senior Vice President
永房義朗	執行役員	Epson Europe B.V. Senior Vice President
細野聡	執行役員	技術開発本部副本部長（IJS事業責任者）
鈴木文徳	執行役員	エプソン販売株式会社 代表取締役社長
武井昭文	執行役員	Epson Precision (Philippines), Inc. President
村田すなお	技術専門役員	DX推進本部副本部長（システム推進担当）
北原強	技術専門役員	技術開発本部 新技術探索テーマ担当 先端生産技術開発部長（新規領域開発（要素開発）担当）

(1) Andrea Zoeckler氏、永房義朗氏、細野聡氏、鈴木文徳氏および武井昭文氏は、2019年6月26日をもって執行役員に就任しました。

(2) 熊倉一徳氏は、2019年12月31日をもって、執行役員を退任しました。

(3) 2019年6月26日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの執行役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
奥村資紀	生産企画本部長 兼 ウエアラブル機器事業部副事業部長（品質保証・生産技術・生産担当）	生産企画本部長 兼 ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント副担当（技術基盤担当）	2019年10月1日

氏名	変更後	変更前	異動年月日
渡辺潤一	ウエアラブル機器事業部長 兼 生産企画本部副本部長 (生産企画担当)	ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント副担当 (生産基盤担当) 兼 ウエアラブル機器事業部長 兼 生産企画本部副本部長 (生産企画担当)	2019年10月1日
島田英輝	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長 (D T F・ペーパーラボ事業責任者、品質保証・生産技術・生産管理担当)	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長 (D T F・ペーパーラボ事業、生産技術・品質保証・生産管理担当)	2019年10月1日
五十嵐人志	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長 (L F P 事業責任者、企画・メカ設計担当)	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長 (L F P 事業、企画・メカ設計担当)	2019年10月1日
市川和弘	技術開発本部副本部長 (新規領域開発・材料開発・環境・分析リサーチ担当) 兼 P L 事業推進部長	技術開発本部副本部長 (新規領域開発・材料開発・環境・分析リサーチ担当) 兼 P L 事業推進部長 (ペーパーラボ事業推進担当)	2019年10月1日
細野聡	技術開発本部副本部長 (I J S 事業責任者)	技術開発本部副本部長 (I J S 事業推進担当)	2019年10月1日

(4) 当事業年度末日後の執行役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
五十嵐人志	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長 (L F P 事業責任者、企画設計担当)	プリンティングソリューションズ事業部副事業部長 (L F P 事業責任者、企画・メカ設計担当)	2020年4月1日
市川和弘	技術開発本部長	技術開発本部副本部長 (新規領域開発・材料開発・環境・分析リサーチ担当) 兼 P L 事業推進部長	2020年4月1日
内藤恵二郎	ロボティクスソリューションズ事業部長	ビジュアルプロダクツ事業部長	2020年4月1日
吉田佳史	技術開発本部副本部長 (自動化技術開発担当)	ロボティクスソリューションズ事業部長	2020年4月1日
細野聡	技術開発本部副本部長 (分析CAE・材料開発担当)	技術開発本部副本部長 (I J S 事業責任者)	2020年4月1日

注10. 当社は、監査等委員会を支援する役割を担う監査等特命役員を選任しており、2020年3月31日現在の監査等特命役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
戸枝晶彦	監査等特命役員	監査等委員会室長

4.2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である大宮英明氏、松永真理氏、重本太郎氏、奈良道博氏、椿愼美氏および白井芳夫氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

4.3 取締役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	支給人員 (名)	固定報酬		変動報酬		合計
		基本報酬		賞与	株式報酬	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	8 (2)	250 (28)	17 (-)	85 (-)	37 (-)	389 (28)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4 (3)	81 (48)	/	/	/	81 (48)
合計	12	331	17	85	37	471

- 注1. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は固定報酬と変動報酬で構成されており、そのうちの変動報酬は、それぞれの役割に応じた評価項目に基づく年間のパフォーマンス評価を実施した結果を反映させた金銭報酬を指します。
- 注2. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から役員持株会制度を導入しており、任意で基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。なお、取締役会において決定する内規により、自社株式の保有基準を定め、株主の皆様に対して経営への責任姿勢を示すこととしております。
- 注3. 2016年6月28日の定時株主総会の決議により、監査等委員でない取締役の基本報酬の月額は62百万円以内（うち社外取締役分は月額10百万円以内）、監査等委員である取締役の基本報酬の月額は20百万円以内とされております。
- 注4. 上記の支給額には、2020年6月25日の定時株主総会に付議予定の取締役賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与85百万円（社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役6名に対する支払予定額）を含めております。
- 注5. 当社は、株主の皆様との利益共有意識を強化するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのコミットメントを示すことを目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みによる業績連動型株式報酬制度（株式報酬）を導入しております。上記の株式報酬には、当期に付与された株式交付ポイントに係る日本基準による費用計上額を記載しております。
- 注6. ストックオプションは付与しておりません。

（ご参考）

◆ 役員報酬体系

当社の役員報酬体系は、次のとおり「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬」から構成されます。なお、業務執行を担当しない役員については、業務執行より独立した立場から、経営全般の監督機能等を果たすという役割に鑑み、「基本報酬」は固定報酬のみ支給しており、また、業績および株価と連動した報酬である「賞与」および「株式報酬」は支給しておりません。

【基本報酬（固定・変動）】

役員としての責務、役位等を総合的に勘案して決定される毎月の金銭報酬。
基本報酬のうち、変動報酬部分に関しては、業務執行を担当する役員について、それぞれの役割に応じた評価項目に基づく年間のパフォーマンス結果を反映させている。（変動幅：±20%）

【株式報酬（変動）】

業務執行を担当する役員に対して、信託スキームを用いて当社株式交付の形で支給がなされる株式報酬。当社の事業利益、ROSおよびROEなどの中期的な業績目標の達成度等に応じて支給される。（変動幅：±20%）

【賞与（変動）】

業務執行を担当する役員に対して支給がなされ、単年度の業績目標の達成度などに応じて決定される年1回の金銭報酬。一定の事業利益額に達しない場合には支給されないこともあり得る。
それぞれの役割に応じた評価項目に基づく年間のパフォーマンス結果を反映させている。（賞与月数変動幅：±1.2カ月）

(ご参考) 業績連動型株式報酬

当社は、役員報酬と当社株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との利益共有意識を強化するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのコミットメントを示すことを目的として、透明性・公正性の高い業績連動型の株式報酬制度を導入しています。

基本報酬に対する株式報酬の割合は、役位に応じて10%から22%となることを基本としつつ、交付される株式数が対象期間（3年）中の業績指標（中期経営計画の業績目標である事業利益、ROS、ROEなど）の達成度に連動して増減する仕組みとしています。

なお、2016～2018年度の業績係数は、0.90倍となりました。

○ 業績係数の算定式

$$\text{業績係数} = \{(\text{事業利益係数}) + (\text{ROS係数}) + (\text{ROE係数}) + (\text{営業キャッシュフロー係数}) + (\text{定性的評価係数} \times 2)\} \div 6$$

○ 判定テーブル 2019年～2021年度

定量的評価				定性的評価*	業績係数
2021年度終了時		2019年度から 2021年度の 3年間通しての 平均値	2019年度から 2021年度の 3年間累計	2021年度終了時	
事業利益	ROS	ROE	営業CF		
1,160億円以上	10%以上	12%以上	3,900億円以上	期待を大きく上回る	1.20倍
1,060億円以上	9%以上	11%以上	3,800億円以上	期待を上回る	1.10倍
960億円以上	8%以上	10%以上	3,700億円以上	期待通り	1.00倍
860億円以上	7%以上	9%以上	3,600億円以上	期待を下回る	0.90倍
860億円未満	7%未満	9%未満	3,600億円未満	期待を大きく下回る	0.80倍

※ 定性的評価の評価項目と方法

Epson 25 第3期中期経営計画における業績目標達成に向けた戦略の進捗、為替変動の影響額、ESG経営の進捗状況（環境評価、CSR調査ランク、取締役会の実効性評価など）、その他の評価項目に基づき、取締役報酬審議会において定性的評価を行う。

2016～2018年度
からの変更点

- 業績係数の変動幅を「0.90～1.10倍」から「0.80～1.20倍」に拡大
- 定性的評価項目に「ESG経営の進捗状況」を追加
- Epson 25 第2期中期経営計画の目標値を反映

4.4 社外取締役の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏名	取締役会における主な活動状況	取締役会への出席の状況 (出席率)
大宮 英明	経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識に基づき、グローバルかつ重工業という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取締役会：13回中13回(100%)
松永 真理	新規ビジネスモデルの構築等の実績および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、オープンイノベーションの促進などの観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取締役会：13回中12回(92.3%)

(2) 社外取締役 監査等委員

氏名	取締役会および監査等委員会における主な活動状況	取締役会および 監査等委員会への出席の状況 (出席率)
奈良 道博	弁護士としての高度な専門的知見および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、法律の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取締役会：13回中13回(100%) 監査等委員会：15回中15回(100%)
樫 慎美	公認会計士としての高度な専門的知見および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務および会計の専門家の観点から、経営上の課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取締役会：13回中13回(100%) 監査等委員会：15回中15回(100%)
白井 芳夫	経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識に基づき、グローバルかつ自動車産業・商社という別業種の企業経営に精通した経営者の観点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言など積極的な発言を行っております。	取締役会：13回中13回(100%) 監査等委員会：15回中15回(100%)

5. 会計監査人の状況

5.1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

5.2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	153	2
連結子会社	41	—
合計	194	2

注1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と監査実績の状況を確認し、報酬額の見積りもりの妥当性を検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

注3. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザリー業務などの対価を支払っております。

注4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社35社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5.3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適当と監査等委員会が判断する場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査等委員会が、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から適正な監査の遂行に支障を及ぼすと判断する場合、監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制整備が可能であると判断する場合、またはその他必要と判断する場合には、監査等委員会はその決議により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出することを決定します。

6. 内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）

6.1 内部統制システムの基本方針

当社の内部統制システムの基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めている。内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、グループ全体の内部統制システムを整備する。

(1) コンプライアンス

- ① 「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格であるコンプライアンスの基本事項を定めるコンプライアンス基本規程を制定し、組織体制等を定める。
- ② 取締役会の諮問機関として、常勤の監査等委員を委員長とし、社外取締役および監査等委員により構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について随時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。また、会計監査人は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に出席することができる。
- ③ コンプライアンス担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。また、CCOは、コンプライアンス委員会に対して、コンプライアンスにおける業務執行の状況を定期的に報告する。
- ④ コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ共通のテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス統括部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。
- ⑤ 子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役等で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- ⑥ 子会社を含め、実効性の高い内部通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、内部通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したことを理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の監査等委員会、コンプライアンス委員会および経営戦略会議に報告する。
- ⑦ 社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、リーガルマインドの浸透に努める。
- ⑧ 社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
- ⑨ 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 適正な財務報告の作成を重要な課題と認識し、社長の指示のもと、金融商品取引法の要請する評価・報告の範囲に限定することなく、経営として整備が必要と判断した範囲も含め、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用および評価できる体制を構築する。
- ② 財務報告内部統制の基本規程やその他の規程・基準類を整備し、グループ全体にその遵守を義務づける。
- ③ 財務報告に係る内部統制の構築・整備およびその運用が有効かつ適切に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(3) 業務執行体制

- ① 長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
- ② 組織管理規程・職務権限規程・業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ③ 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。
 - ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項
 - イ. リスク管理の対応状況
 - ウ. 重要な業務執行の状況

(4) リスクマネジメント

- ① 子会社を含むグループ全体のリスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
- ② 子会社を含むグループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ共通のリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理統括部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。

- ③ 会社に著しい影響を与え得る重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。
- ④ 社長は、定期的に取り締役にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

(5) 企業集団における業務の適正性確保

- ① グループマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ共通のコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、子会社を含めた企業集団における業務の適正化に努める。
- ② 関係会社管理規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制とする。また、特定の地域においては、複数の子会社を統括する地域統括会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。
- ③ 内部監査基本規程に基づき、内部監査部門は、各事業部門および本社の各主管部門による管理・監督機能から独立したモニタリング組織として、子会社を含むグループ全体における内部統制の体制と運用状況に関する監査を実施し、その結果を監査対象先の責任者に通知し、改善を求めるとともに、社長および監査等委員会に対してその内容を適時に報告することにより、グループ全体における業務の適正化に努める。

(6) 職務の執行に関する情報の保存および管理

- ① 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行い、全ての取締役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- ② 情報セキュリティ基本規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

(7) 監査体制

- ① 監査等委員会は監査等委員会監査等規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、監査等委員でない取締役、執行役員および従業員からヒアリング等を実施することができる。
- ② 監査等委員は経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、監査等委員でない取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査等委員会に対し重要決裁書類を定期的に回付する。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設置する。監査等委員会室長は監査等特命役員とするとともに、監査等委員会室に専属の従業員を配置する。また、監査等委員会室長および監査等委員会室に属する者は、監査等委員会を補助する職務に関し、監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員でない取締役からの指揮命令を受けないものとし、その人事に関する事項は、監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- ④ 監査等委員会による監査を組織的かつ効率的なものにするため、内部監査部門等と監査等委員会との密接な連携を確保する体制とする。
- ⑤ 監査等委員会は、監査等委員会室の体制および内部監査部門等との連携体制等に関し、監査等委員会による監査の実効性を妨げる事情が認められる場合、代表取締役あるいは取締役会に対してその是正を求めることができる。
- ⑥ 監査等委員会は、内部監査部門から監査結果等について報告を受け、また必要に応じて、内部監査部門に対して具体的指示を行うことができる。なお、内部監査部門に対する監査等委員会と社長の指示が齟齬をきたす場合には、社長は、内部監査部門に対し、監査等委員会による指示を尊重させるものとする。
- ⑦ 監査等委員会は監査等委員会監査等規程に基づき、監査等委員でない取締役、コンプライアンス統括部門およびリスク管理統括部門等から、子会社を含めたグループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。なお、報告した者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない体制とし、報告に基づき代表取締役あるいは取締役会等へ是正等を求める場合であっても、報告者が特定されない形とする。
- ⑧ 監査等委員会は会計監査人との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
- ⑨ 監査等委員会と代表取締役との定期的な会合を持つことにより、監査等委員会が業務執行の状況を直接把握できる体制とする。
- ⑩ 監査等委員の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査等委員の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

6.2 内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

(1)コンプライアンス

- ①コンプライアンスが業務執行において適切に執行されていることを監督するコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス活動の重要事項について報告を受け審議、助言を行い、その結果を取締役会へ報告および意見具申しました。具体的には、重要事項として、コンプライアンスモニタリング結果、個別のコンプライアンス事案、グローバルコンプライアンス活動に関する審議を行いました。また、内部通報制度についてエプソンヘルプラインおよびグローバル内部通報制度による通報状況とグループ各社における通報制度の運用状況を確認しました。
- ②コンプライアンス活動およびリスク管理活動の推進状況、また内部通報制度の運用状況については、基本的に毎週1回開催される重要事項の審議機関である経営戦略会議において定期的に報告および審議を行ったうえ、取締役会にも報告しております。
- ③グループのあるべき姿を示した「経営理念」を実現する行動原則である「企業行動原則」を17の言語に翻訳して、グループ社員への周知を行っております。また、さらなる周知、理解のため、「企業行動原則」の読み解きである「エプソングローバル社員行動規範」を制定しました。
- ④グループ社員のコンプライアンス意識の向上のために、10月を「コンプライアンス月間」とし、CCOおよび各事業部門・各子会社の代表者がコンプライアンス意識の向上に関するメッセージを発信した他、社内報へのコンプライアンス特集記事の掲載、コンプライアンスリスクの低減を目的とした職場討議等の活動を実施しました。また、CCOを補佐する地域CCO(R-CCO)を各地域に設置の上、グループ共通の目標水準を設定し、グループ各社でのアセスメントに基づく改善活動等、全社のコンプライアンスレベルを引き上げる活動に取り組んでおります。
- ⑤コンプライアンスの意識向上と具体的な業務推進を目的として、情報セキュリティ、CS・品質、環境等の月間・強化活動を通じて、eラーニングや集合研修を実施し、グループ社員のコンプライアンス意識向上を図りました。

(2)財務報告の適正性を確保するための体制

- ①財務報告内部統制の評価は、一般に公正妥当と認められる評価基準に準拠し実施しております。
- ②金融商品取引法の要請する評価・報告の範囲の事業部および子会社においては、財務報告内部統制の整備状況・運用状況を自己評価する「自律分散型評価体制」で評価し、グループJ-SOX主管部門がその評価結果の有効性を保証する評価体制で評価を実施しております。それ以外の経営が必要と判断した範囲の事業部および子会社においても、毎年、財務報告内部統制の自己評価を実施しております。このように、事業部および子会社が主体的に財務報告内部統制のPDCAを継続的に実施しており、グループ全体で財務報告の適正性の確保に努めております。

(3)業務執行体制

- ①2025年度に向かってグループが目指すべき姿を描いた長期ビジョン「Epson 25」に基づく中期経営計画および半年度の事業計画を推進しております。
- ②取締役会を13回開催し、業績に関する事項、リスク管理の対応状況および重要な業務執行の状況について報告および審議を行いました。
- ③職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、組織的、効率的かつ健全な会社運営を図るべく、組織管理規程・職務権限規程・関係会社管理規程等の規程・基準を整備しております。特に、グループマネジメントの基本事項を含む重要な規程は、グループ各社で共通の運用をしております。

(4)リスクマネジメント

- ①グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社重要リスクとして期首に特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しました。また、その実施状況については四半期毎に経営戦略会議および取締役会に報告しました。事業に重大な影響を及ぼすリスクについては、事業重要リスクとして事業毎に特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しました。また、その実施状況については、半期毎に経営戦略会議および取締役会に報告しました。
- ②重要リスク発現時の初動対応手順として「危機管理プログラム」を整備しております。重要リスク発現時には危機管理プログラムに従って社長を委員長とする危機管理委員会を立ち上げ、初動対応を行いました。また、毎月度社外取締役を含む経営幹部に進捗状況を報告するとともに、危機管理委員会対処事例については、四半期毎に経営戦略会議および取締役会に報告しました。

(5)企業集団における業務の適正性確保

- ①関係会社管理規程に従い、子会社の業務執行の一部について、当社の事前承認または当社への報告がなされております。また、一定基準を満たす投資等については、当社取締役会にて審議のうえ、決議されております。
- ②当社内部監査部門は、内部監査基本規程に基づいて当社事業部門、本社部門および子会社に対し22件の監査を実施するとともに、前年度に実施した監査で検出された要改善事項の改善状況を確認するフォローアップ監査を実施しました。それらの結果は当社代表取締役社長および監査等委員会に定期報告され、統制上必要とされる対応が図られております。

(6)職務の執行に関する情報の保存および管理

職務の執行に係る情報は、文書管理規程・情報セキュリティ規程に従って保存および管理しており、監査等委員を含む取締役はそれらを常時閲覧することができる体制となっております。

(7)監査体制

- ①常勤監査等委員は、経営戦略会議および経営会議等の重要な会議に出席し職務の執行状況を確認しました。また、重要決裁書類の回付を受けて点検しました。
- ②監査等委員会の職務を補助する監査等委員会室を設置しております。

- ③監査等委員会は、監査等委員ではない社外取締役も含めて代表取締役との定期的な会合を行いました。
- ④監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査進捗および監査結果報告等の協議を会計監査人と定期的に行いました。また、常勤監査等委員および補助者は必要に応じて会計監査人の監査に同行して監査の実効性を高めるよう努めております。
- ⑤監査等委員会は期首に内部監査部門の監査計画を確認し、四半期毎に内部監査部門から定期報告を受けました。報告の際には会計監査人も同席し、情報共有を行いました。常勤監査等委員は、内部監査部門から月1回の定例報告を受けることで、企業グループの管理の状況について確認を行いました。また、常勤監査等委員および補助者は必要に応じて内部監査に同行して監査の実効性を高めるよう努めるなど、内部監査部門と監査等委員会とは密接に連携しております。
- ⑥監査等委員会は、監査等委員でない取締役、執行役員、国内外の主要子会社の取締役・監査役および内部監査部門にヒアリングを行い、子会社を含めたグループ全体の管理の状況について説明を受けました。また、常勤監査等委員は、コンプライアンス統括部門、リスク管理統括部門および本社主管部門等からも定期的に報告を受け、管理の状況について確認を行いました。
- ⑦監査等委員会が職務執行に必要な費用についてはあらかじめ適切に予算計上がされ、当社は速やかに費用支払いを行いました。

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
【資産の部】			【負債の部】		
流動資産	609,846	622,575	流動負債	272,274	297,473
現金及び現金同等物	196,262	175,238	仕入債務及びその他の債務	125,069	144,399
売上債権及びその他の債権	157,782	173,173	未払法人所得税	3,286	3,814
棚卸資産	233,434	250,763	社債、借入金及びリース負債	22,320	21,363
未収法人所得税	5,217	3,994	その他の金融負債	363	331
その他の金融資産	3,159	1,466	引当金	11,406	12,677
その他の流動資産	13,989	17,938	その他の流動負債	109,827	114,887
非流動資産	431,064	415,814	非流動負債	262,598	198,169
有形固定資産	360,517	321,956	社債、借入金及びリース負債	187,362	120,987
無形資産	29,052	25,191	その他の金融負債	1,877	1,955
投資不動産	1,043	1,461	退職給付に係る負債	52,964	53,498
持分法で会計処理されている投資	1,512	1,571	引当金	7,585	9,134
退職給付に係る資産	33	-	その他の非流動負債	11,814	11,697
その他の金融資産	16,959	17,907	繰延税金負債	993	894
その他の非流動資産	1,871	6,028	負債合計	534,873	495,642
繰延税金資産	20,072	41,696	【資本の部】		
資産合計	1,040,910	1,038,389	親会社の所有者に帰属する持分	503,746	540,181
			資本金	53,204	53,204
			資本剰余金	84,434	84,427
			自己株式	△40,953	△30,788
			その他の資本の構成要素	37,451	50,440
			利益剰余金	369,609	382,897
			非支配持分	2,290	2,565
			資本合計	506,037	542,747
			負債及び資本合計	1,040,910	1,038,389

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上収益	1,043,600	1,089,676
売上原価	△681,600	△677,064
売上総利益	362,000	412,612
販売費及び一般管理費	△321,138	△342,113
その他の営業収益	5,181	6,393
その他の営業費用	△6,563	△5,536
営業利益	39,479	71,355
金融収益	2,306	2,450
金融費用	△2,150	△1,865
持分法による投資利益	77	99
税引前利益	39,713	72,040
法人所得税費用	△31,889	△17,995
当期利益	7,823	54,044
親会社の所有者に帰属する当期利益	7,733	53,710
非支配持分に帰属する当期利益	90	334
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目	967	△9,378
確定給付制度の再測定	2,442	△8,052
資本性金融商品の公正価値の純変動	△1,475	△1,325
純損益に振り替えられる可能性のある項目	△12,660	4,876
在外営業活動体の換算差額	△13,068	5,082
キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分	441	△195
持分法適用会社に対する持分相当額	△33	△10
税引後その他の包括利益合計	△11,693	△4,501
当期包括利益合計	△3,869	49,542
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	△3,783	49,235
非支配持分に帰属する当期包括利益	△86	307

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				確定給付制度 の再測定	資本性金融 商品の公正価値 の純変動	在外営業 活動体の 換算差額
2019年4月1日 残高	53,204	84,427	△30,788	—	2,234	48,069
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	—	—	—
2019年4月1日 残高 (遡及適用後)	53,204	84,427	△30,788	—	2,234	48,069
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	2,442	△1,475	△12,925
当期包括利益合計	—	—	—	2,442	△1,475	△12,925
自己株式の取得	—	—	△10,224	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	7	59	—	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	—	—	△2,442	970	—
所有者との取引額等合計	—	7	△10,164	△2,442	970	—
2020年3月31日 残高	53,204	84,434	△40,953	—	1,729	35,144

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計		
	キャッシュ・ フロー・ヘッジの 有効部分	合計				
2019年4月1日 残高	136	50,440	382,897	540,181	2,565	542,747
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	△847	△847	—	△847
2019年4月1日 残高 (遡及適用後)	136	50,440	382,049	539,333	2,565	541,899
当期利益	—	—	7,733	7,733	90	7,823
その他の包括利益	441	△11,516	—	△11,516	△176	△11,693
当期包括利益合計	441	△11,516	7,733	△3,783	△86	△3,869
自己株式の取得	—	—	—	△10,224	—	△10,224
配当金	—	—	△21,646	△21,646	△188	△21,835
株式報酬取引	—	—	—	66	—	66
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	—	△1,472	1,472	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	△1,472	△20,173	△31,803	△188	△31,992
2020年3月31日 残高	577	37,451	369,609	503,746	2,290	506,037

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	前期金額	科目	金額	前期金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	7,823	54,044	投資有価証券の取得による支出	△1,041	△900
減価償却費及び償却費	68,416	56,137	投資有価証券の売却による収入	25	2,144
減損損失及び減損損失戻入益 (△は益)	581	743	有形固定資産の取得による支出	△65,250	△79,858
金融収益及び金融費用 (△は益)	△156	△585	有形固定資産の売却による収入	840	9,313
持分法による投資損益 (△は益)	△77	△99	無形資産の取得による支出	△10,457	△10,445
固定資産除売却損益 (△は益)	672	△3,221	無形資産の売却による収入	14	13
法人所得税費用	31,889	17,995	投資不動産の売却による収入	16	22
売上債権の増減額 (△は増加)	12,407	△4,750	子会社の取得による支出	—	△887
棚卸資産の増減額 (△は増加)	9,224	△24,915	その他	△280	△2,142
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,420	△6,826	投資活動によるキャッシュ・フロー	△76,131	△82,738
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,863	1,663	財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	△10,136	3,095	短期借入金の純増減額 (△は減少)	△9,816	△16,832
小計	111,088	93,282	長期借入れによる収入	29,948	—
利息及び配当金の受取額	2,084	2,055	長期借入金の返済による支出	—	△135
利息の支払額	△1,181	△1,164	社債の発行による収入	29,846	—
保険金の受取額	2,614	377	社債の償還による支出	△10,000	△10,000
法人所得税の支払額	△12,281	△17,588	リース負債の返済による支出	△8,203	△150
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,324	76,961	配当金の支払額	△21,646	△22,190
			非支配持分への配当金の支払額	△188	△120
			自己株式の取得による支出	△10,224	△0
			財務活動によるキャッシュ・フロー	△283	△49,430
			現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	△4,901	767
			現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	21,007	△54,439
			現金及び現金同等物の期首残高	175,238	229,678
			現金及び現金同等物の期末残高	196,245	175,238

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額	科目	金額	(ご参考) 前期金額
【資産の部】			【負債の部】		
流動資産	304,233	318,199	流動負債	145,413	163,296
現金及び預金	28,487	29,589	支払手形	3,302	4,375
受取手形	128	174	買掛金	62,513	77,297
売掛金	120,743	134,228	1年内償還予定の社債	—	10,000
有価証券	67,500	61,500	1年内返済予定の長期借入金	14,000	—
商品及び製品	6,844	6,926	リース債務	88	31
仕掛品	16,148	13,951	未払金	41,634	42,270
原材料及び貯蔵品	22,339	23,189	未払費用	6,821	7,243
短期貸付金	6,686	14,750	未払法人税等	348	781
未収入金	28,328	24,274	預り金	4,514	5,825
その他	7,027	9,616	賞与引当金	9,812	12,255
固定資産	374,724	376,287	役員賞与引当金	85	71
(有形固定資産)	(186,531)	(176,760)	製品保証引当金	1,730	2,117
建物	89,801	73,083	資産除去債務	—	90
構築物	3,673	3,310	その他	562	935
機械及び装置	55,712	49,941	固定負債	202,150	150,790
車両運搬具	56	64	社債	100,000	70,000
工具、器具及び備品	8,037	8,429	長期借入金	66,500	50,500
土地	28,482	28,630	リース債務	1,278	446
建設仮勘定	767	13,299	退職給付引当金	29,867	25,256
その他	0	0	製品保証引当金	295	594
(無形固定資産)	(9,841)	(9,652)	資産除去債務	3,155	2,908
ソフトウェア	6,381	6,182	その他	1,053	1,084
その他	3,460	3,470	負債合計	347,564	314,086
(投資その他の資産)	(178,351)	(189,875)	【純資産の部】		
投資有価証券	8,266	8,694	株主資本	329,105	378,146
関係会社株式	133,346	133,683	資本金	53,204	53,204
長期前払費用	2,529	3,413	資本剰余金	84,321	84,321
繰延税金資産	32,667	42,369	資本準備金	84,321	84,321
その他	1,556	1,731	利益剰余金	232,473	271,370
貸倒引当金	△16	△17	利益準備金	3,132	3,132
資産合計	678,957	694,487	その他利益剰余金	229,341	268,238
			繰越利益剰余金	229,341	268,238
			自己株式	△40,893	△30,749
			評価・換算差額等	2,287	2,253
			その他有価証券評価差額金	1,696	2,104
			繰延ヘッジ損益	590	149
			純資産合計	331,393	380,400
			負債純資産合計	678,957	694,487

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前期金額
売上高	715,768	790,424
売上原価	670,531	706,484
売上総利益	45,236	83,940
販売費及び一般管理費	72,671	75,459
営業利益又は営業損失 (△)	△27,434	8,480
営業外収益	23,984	29,573
受取利息及び配当金	21,091	25,046
為替差益	—	832
その他	2,892	3,694
営業外費用	4,920	4,157
支払利息	531	460
為替差損	948	—
その他	3,440	3,697
経常利益又は経常損失 (△)	△8,370	33,896
特別利益	2,647	3,771
固定資産売却益	13	2,327
受取保険金	2,462	—
その他	170	1,443
特別損失	2,839	2,414
固定資産売却損	127	3
固定資産除却損	350	292
減損損失	410	208
投資有価証券評価損	966	—
子会社株式評価損	508	—
その他	476	1,909
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△8,563	35,252
法人税、住民税及び事業税	△854	1,895
法人税等調整額	9,532	2,728
法人税等合計	8,677	4,623
当期純利益又は当期純損失 (△)	△17,240	30,629

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年4月1日 残高	53,204	84,321	3,132	268,238	271,370	△30,749	378,146
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△21,656	△21,656	—	△21,656
当期純損失	—	—	—	△17,240	△17,240	—	△17,240
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△10,203	△10,203
自己株式の処分	—	—	—	—	—	59	59
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△38,897	△38,897	△10,143	△49,040
2020年3月31日 残高	53,204	84,321	3,132	229,341	232,473	△40,893	329,105

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日 残高	2,104	149	2,253	380,400
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△21,656
当期純損失	—	—	—	△17,240
自己株式の取得	—	—	—	△10,203
自己株式の処分	—	—	—	59
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△407	441	33	33
事業年度中の変動額合計	△407	441	33	△49,007
2020年3月31日 残高	1,696	590	2,287	331,393

注。記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薄井 誠	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐久間 佳之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 義知	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 薄井 誠 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 佳之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松浦 義知 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

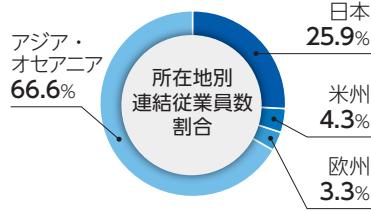
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

セイコーエプソン株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	重本太郎 ㊟
監査等委員	奈良道博 ㊟
監査等委員	椿慎美 ㊟
監査等委員	白井芳夫 ㊟

(注) 監査等委員 奈良道博、椿慎美及び白井芳夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

商号	セイコーエプソン株式会社 (SEIKO EPSON CORPORATION)
創立	1942年5月18日
本社	〒392-8502 長野県諏訪市大和三丁目3番5号 TEL: 0266-52-3131 (代表)
本店	〒160-8801 東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー TEL: 03-5368-0700 (代表)
資本金	532億4百万円
従業員数	連結: 75,608名 単体: 12,813名  <p>所在地別 連結従業員数 割合</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア・オセアニア 66.6% 日本 25.9% 米州 4.3% 欧州 3.3%
グループ会社	85社 (当社含む国内18社、海外67社)

決算期	3月31日
定時株主総会	6月
期末配当金支払株主確定日	3月31日
中間配当金支払株主確定日	9月30日
株主名簿管理人	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
未払配当金の支払い、支払明細発行のお問い合わせ先・郵便物送付先 ^{※1}	(お問い合わせ先) 東京都府中市日鋼町1番地1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-232-711 (通話料無料) (郵便物送付先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
特別口座管理機関	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
特別口座に記録された株式に関する各種お手続きのお問い合わせ先・郵便物送付先 ^{※2}	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-288-324 (通話料無料)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
公告掲載アドレス	https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/6/7/6724/index.html

※1 住所氏名変更・配当金振込先指定(変更)等の事務手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせのうえ、所定の変更届等を提出してください。

※2 特別口座にて管理されている単元未満株式(100株未満)の買取りの際には、買取請求書を上記「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にご請求のうえ、同行にて所定の手続きを行ってください。

<MEMO>

.....

.....

.....

.....

.....

招集ご通知

株主総会参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

第78回定時株主総会 会場のご案内

会場

RAKO華乃井ホテル 本館2階「パルケ」

長野県諏訪市高島2-1200-3

電話:0266-54-0555

株主総会会場は、下記案内図をご参照ください。

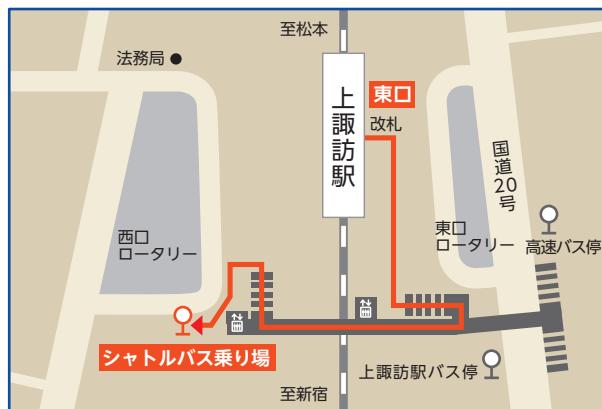
会場が前回と異なりますのでご注意ください。

交通のご案内

JR上諏訪駅より徒歩20分、シャトルバス6分

- JR上諏訪駅西口ロータリーから総会会場まで、シャトルバスをご用意しております。
- 会場駐車場は台数に限りがございますので、ご了承ください。

- 当日の体調・健康状態によらず、本年はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の様子につきましては、同封のご案内に従って、インターネット配信をご覧くださいませようお願い申し上げます。



セイコーエプソン株式会社

ホームページアドレス <https://www.epson.jp>



UD FONT

この招集ご通知は、FSC® 認証紙と、環境にやさしい植物油インキを使用して印刷しています。

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株主各位

第78回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

【事業報告】

会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類・計算書類】

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

セイコーエプソン株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

1. 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造にむけて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組みの概要

（1）基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、2016年3月に、2025年におけるエプソンの目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」を策定しました。

2019年度は、「Epson 25 第2期中期経営計画（2019年度～2021年度）」の初年度であり、将来成長に向けた戦略の進捗として、国内スタートアップ企業などとの協業・オープンイノベーションの推進、商品ポートフォリオ見直しと経営資源の戦略分野への集中に取り組みました。

（2）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）を導入し、その後、3年ごとに更新してまいりました。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数

の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外取締役のみから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告に従い、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております（ただし、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合は除きます。）。

3. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の「基本方針の実現に資する特別な取り組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで更新されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い社外取締役のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、当社取締役会は、対抗措置発動に関する特別委員会の勧告に従うとされていること（ただし、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合は除きます。）、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、買付者等による買収意向表明後の各プロセスにおいて要する期間が特定されていること、非適格者から新株予約権を取得する場合、金銭等の経済的利益の交付は行わないことが明確になっていること、有効期間が更新から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その適正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではありません。

【ご参考】

◆本プランの非継続について

本プランの有効期間は、2020年6月25日開催予定の第78回定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、買収防衛策を巡る近時の動向や、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見などを踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、2020年5月14日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しております。詳細につきましては、2020年5月14日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について」をご参照ください。

なお、当社は、本プラン廃止後も、中長期的な企業価値の向上に全力をあげてまいります。また、当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上する観点から、当該大量取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めたうえで、当該大量取得行為に対する当社取締役会の意見等を開示することで、株主の皆様が当該大量取得行為の是非を検討するために必要な期間および情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社および当社の関係会社（以下「エプソン」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

82社

主要な連結子会社は次のとおりであります。

エプソン販売株式会社

エプソンダイレクト株式会社

宮崎エプソン株式会社

東北エプソン株式会社

秋田エプソン株式会社

エプソンアトミックス株式会社

U.S. Epson, Inc.

Epson America, Inc.

Epson Portland Inc.

Epson Europe B.V.

Epson (U.K.) Ltd.

Epson Deutschland GmbH

Epson Europe Electronics GmbH

Epson France S.A.S.

Epson Italia S.p.A.

For.Tex S.r.l.

Epson Iberica, S.A.U.

Epson Telford Ltd.

Fratelli Robustelli S.r.l.

Epson (China) Co., Ltd.

Epson Singapore Pte. Ltd.

Epson Korea Co., Ltd.

Epson Hong Kong Ltd.

Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.

PT. Epson Indonesia

Epson (Thailand) Co., Ltd.

Epson Philippines Corporation

Epson Australia Pty. Ltd.

Epson India Pvt. Ltd.

Epson Precision (Hong Kong) Ltd.

Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.

Epson Precision (Shenzhen) Ltd.

Orient Watch (Shenzhen) Ltd.

Tianjin Epson Co., Ltd.

Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.

PT. Epson Batam

PT. Indonesia Epson Industry

Epson Precision (Thailand) Ltd.

Epson Precision (Philippines), Inc.

Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.

Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.

(連結子会社の変動理由)

(増加2社)

新規設立によるもの2社

Epson Subscription Europe B.V.

エプソนคร로스インベストメント株式会社

(減少2社)

清算によるもの2社

Orient Watch (Beijing) Co.,Ltd.

E&G Electronic (Shenzhen) Ltd.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社は次の2社であります。

エプソン日新トラベルソリューションズ株式会社

Shanghai Sanhuan Magnetics Co., Ltd.

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の在外連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識および測定

金融資産は、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。ただし、当初認識後の測定（事後測定）において純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の当該取引費用は、純損益として認識しております。

金融資産は、当該金融商品の契約条項の当事者になった取引日に当初認識しております。

(ii) 分類および事後測定

金融資産は、当初認識時に、事後測定において償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。

(a) 次の条件がともに満たされる金融資産は、償却原価で測定するものに分類しております。

- 1) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- 2) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) 次の条件がともに満たされる金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類しております。

- 1) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- 2) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(c) 上記を除く金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定するものに分類しております。

ただし、資本性金融商品のうち、売買目的保有でないなど特定の投資でその他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益累計額に累積された評価損益を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については各連結会計年度の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した場合に認識を中止しております。

(iv) 減損

金融資産に係る減損については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

エプソンは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうか

を評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし、営業債権、契約資産およびリース債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- (a) 一定範囲の生じうる結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

減損が認識された金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額し、減損損失を純損益として認識しております。減損認識後に生じた事象により減損損失が減少する場合は、当該減少額を貸倒引当金を通じて純損益に戻入っております。

② デリバティブ

エプソンは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの利得または損失は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび在外営業活動体の純投資ヘッジの有効な部分は、その他の包括利益として認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、および棚卸資産が現在の場所および状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(2) 資産の減価償却または償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

各資産は、土地等の減価償却を行わない資産を除き、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物：10～35年
- ・機械装置及び運搬具：2～17年

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

② 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。耐用年数を確定できる無形資産の主な見積耐用年数は、以下のとおりであります。

・ソフトウェア：3～10年

なお、見積耐用年数および償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、償却を行っておりません。

③ 使用権資産

使用権資産は、通常、リース期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

④ 投資不動産

投資不動産は、土地等の減価償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。減価償却を行う投資不動産のうち主要な投資不動産の見積耐用年数は35年であります。

なお、見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響は将来に向かって認識しております。

(3) 引当金の計上基準

エプソンは、過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高くかつ当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、債務を決済するために要すると見積られた支出の現在価値で測定しております。

(4) 退職後給付に係る会計処理の方法

エプソンは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を有しております。エプソンは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて各制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の毎連結会計年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の純額を資産上限額に制限することによる影響の調整を含む）を控除して算定しております。確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、純損益として認識しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、制度改訂または縮小が発生した時あるいは関連するリストラクチャリング費用または解雇給付を認識した時のいずれか早い期において、純損益として認識しております。

確定拠出制度に支払うべき掛金は、純損益として認識しております。

(5) 外貨換算の方法

エプソンの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における直物為替相場またはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産および負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体（海外子会社等）に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、およびキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の資産および負債は連結会計年度末日の直物為替相場により、収益および費用は取引日の直物為替相場またはそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、その他の包括利益として認識していた当該在外営業活動体に関連する累積換算差額を、処分した期の純損益として認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

エプソンは、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略を公式に指定し、文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法等を含んでおります。これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、指定した財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

エプソンは、ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ関係を以下の様に分類し、会計処理しております。

① 公正価値ヘッジ

デリバティブの利得または損失は、純損益として認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジ対象に対して有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、有効でない部分は、純損益として認識しております。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えております。

予定取引または確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、ま

たは他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了または行使された場合もしくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素として認識されていた金額は、予定取引または確定約定が発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に計上しております。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジ対象に対して有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、有効でない部分は、純損益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

(7) のれんに係る会計処理の方法

企業結合により取得したのれんは、取得日時点で認識し、減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは償却を行わず、事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年および減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しております。のれんについて認識した減損損失は、純損益として認識し、以降の期間において戻入れを行っておりません。

会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

エプソンは、当連結会計年度より、IFRS第16号「リース」(2016年1月公表、以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。

エプソンは、契約時に、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースである(またはリースを含んでいる)と判定し、リース開始日にリース負債と使用権資産を認識しております。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料を、リースの計算利率または当該利率を容易に算定できない場合には借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。使用権資産は、リース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料および原状回復費用等を加えた額で測定しております。使用権資産は、通常、リース期間にわたって定額法で減価償却を行っております。リース負債に係る金融費用は、連結包括利益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

なお、リース期間が12か月以内の短期リースおよび少額資産のリースについては、リース負債と使用権資産を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたって定額法により純損益として認識しております。

エプソンでは、経過措置にしたがってIFRS第16号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。

過去にIAS第17号「リース」(以下「IAS第17号」という。)においてオペレーティング・リースに分類して

いたリースについては、適用開始日にリース負債と使用権資産を認識しております。リース負債は、適用開始日において支払われていないリース料を、適用開始日における借手の追加借入利率を用いて割引いた現在価値で測定しており、当該追加借入利率の加重平均は1.4%であります。使用権資産は、主としてリース負債の額に、前払リース料等を調整した額で測定しております。なお、適用開始にあたり、以下の実務上の便法を適用しております。

- ・残存リース期間が12か月以内のリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理する。
- ・延長または解約オプションが含まれている契約のリース期間を算定する際に、事後的判断を使用する。

過去にIAS第17号においてファイナンス・リースに分類していたリースについては、前連結会計年度の末日においてIAS第17号に基づき測定したファイナンス・リース債務とファイナンス・リース資産の帳簿価額を、適用開始日現在のリース負債と使用権資産の帳簿価額としております。

これらの結果、適用開始日において、使用権資産31,455百万円、リース負債28,701百万円および利益剰余金△847百万円を認識しております。当該リース負債と、前連結会計年度の末日現在でIAS第17号を適用して開示した解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来最低リース料総額（29,033百万円）との差額は、主として借手の追加借入利率による割引計算およびIAS第17号に基づき測定したファイナンス・リース債務によるものです。

エプソンは、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の連結財政状態計算書において、流動負債および非流動負債に掲記しておりました「社債、借入金及びリース債務」については、当連結会計年度の連結財政状態計算書から「社債、借入金及びリース負債」として表示しております。また、関連する表示および注記においても同様に見直しを行っております。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損判定等にあたり、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響について、翌連結会計年度の上半期にわたって影響が続くものとし、足元の実績をもとに当初の事業計画値に反映し会計上の見積りとしております。なお、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
売上債権及びその他の債権	1,190百万円
その他の金融資産（非流動資産）	64百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額	940,355百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数	
普通株式	399,634,778株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	(注1) 10,924百万円	31円	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	(注2) 10,731百万円	31円	2019年9月30日	2019年11月29日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、付議します。

決 議 予 定	株式の 種 類	配当金の総額	配当の 原 資	1株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	(注) 10,731百万円	利益剰余金	31円	2020年3月31日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

エプソンは、資金運用については資金の保全を前提とした上で、安全性および流動性を考慮し、資金効率を最も高められる運用手段を適宜選択しております。また資金調達については、現在、銀行借入および社債等によっております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

エプソンは、財務の健全性・柔軟性および資本収益性のバランスある資本構成を維持するため財務指標のモニタリングを行っております。財務の健全性・柔軟性については、格付け、資本収益性についてROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）を内外環境の変化を注視しながら適宜モニタリングしております。

(2) リスク管理に関する事項

エプソンは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社財務部門は、主要な財務上のリスク管理の状況について、定期的に当社の経営会議に報告しております。

また、エプソンの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(3) 信用リスク

エプソンの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、主に、余資運用のためまたは政策的な目的のため保有している株式・債券等は、発行体の信用リスクに晒されております。

さらに、エプソンが為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。

エプソンは、債権管理規程に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、与信限度額または取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部門は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

エプソンは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、資金管理規程に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部門は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

(4) 流動性リスク

エプソンは、借入金、社債等により資金を調達しておりますが、それら負債は、資金調達環境の悪化などに

より支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

エプソンは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、当社財務部門は、定期的に、手許流動性および有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。エプソンは、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、手許流動性を適正に維持し、さらに外部金融環境等も勘案したうえで、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク

エプソンは、グローバルに事業を展開していることから、為替変動を起因として、主に以下のリスクに晒されております。

- ① エプソンの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引および、配当の受け渡しを含むグループ内取引の結果、エプソンの各機能通貨建ての損益およびキャッシュ・フローが為替変動の影響を受けるリスク
- ② エプソンの各機能通貨建ての資本を日本円に換算し連結する際に、エプソンの資本が為替変動の影響を受けるリスク
- ③ エプソンの各機能通貨建ての損益を日本円に換算し連結する際に、エプソンの損益が為替変動の影響を受けるリスク

①のリスクに対しては、将来キャッシュ・フローを予測した時点または債権債務確定時点において、デリバティブまたは外貨建有利子負債を利用したヘッジを行っております。原則として外貨建て営業債権債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用してヘッジしております。②および③のリスクに対しては、原則としてヘッジは行っておりません。

エプソンは、為替変動を起因とする上記リスクを緩和すべく、為替管理規程に基づき、為替相場の現状および見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の為替管理委員会の管理監督の下で上記ヘッジを実行し、当社財務部門は、定期的にその実績を当社の経営会議に報告しております。

(6) 金利リスク

エプソンの金利リスクは、現金同等物等および有利子負債から生じます。借入金および社債のうち、変動金利によるものは、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動の影響を受ける可能性があります。固定金利によるものは、市場金利の変動による公正価値の変動の影響を受ける可能性があります。

エプソンは、市場金利の変動に対応して、金利スワップ取引の利用や、資金調達の変動金利・固定金利の適切な割合調整を行うことで、金利リスクを抑制しております。なお、金利スワップ取引等につきましては、資金管理規程に基づき、財務担当役員による承認を受けたいうで、実行しております。

(7) 市場価格の変動リスク

エプソンは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。なお、短期売買目的で保有する資本性金融商品はなく、政策投資目的で保有しているため、活発に売却することはしておりません。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(株式および債券)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値は、入手可能なデータ等を勘案し、類似企業の直近取引価格および将来キャッシュ・フローを割り引く方法等の評価方法により見積っております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるため公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、エプソンの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、固定金利によるものは、当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(社債)

当社の発行する社債の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

エプソンにおいては、上記レベルを更にクラスに細分化して表示する必要があるような測定の不確実性と主観性の程度が大きい金融商品はありません。

エプソンは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、連結会計年度の末日に発生したものとして認識しております。

① 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキー別分類は、以下のとおりであります。なお、以下の表に表示されていない償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は近似しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融負債					
借入金	81,679	—	81,802	—	81,802
社債	99,677	—	99,767	—	99,767
合計	181,356	—	181,569	—	181,569

借入金、社債には1年以内返済予定または償還予定の残高を含めて表示しております。

当連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の振替が行われた金融商品はありません。

② 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキー別分類は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	1,631	－	1,631
株式	8,036	－	2,927	10,964
債券	－	－	690	690
合計	8,036	1,631	3,617	13,285
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	352	－	352
合計	－	352	－	352

当連結会計年度においてレベル1とレベル2の間の振替が行われた金融商品はありません。

レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
期首残高	3,100
利得及び損失	
その他の包括利益	△514
購入	1,041
売却	△3
その他	△5
期末残高	3,617

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,456.20円
2. 基本的1株当たり当期利益	22.26円

注. 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数および期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当連結会計年度において信託が所有する期末自己株式数は259,468株、期中平均株式数は201,257株であります。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

…償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…当事業年度末日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

…主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～35年
機械及び装置	5～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れにそなえ、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給にそなえ、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にそなえ、支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

将来の製品保証にともなう支出にそなえ、過年度のアフターサービス費の売上高に対する発生率による額のほか、支出が具体的に見積り可能な特定事業について、当該発生見積額を計上しております。

(5) 訴訟損失引当金

訴訟関連費用の支出にそなえ、損害賠償金・訴訟費用等について、当事業年度末において必要と認められた合理的な発生見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付にそなえ、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時より損益処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として時価評価によるヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部における繰延ヘッジ損益として繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）
…入出金外貨額

(3) ヘッジ方針

通貨関連については、ネットィング等の利用によりヘッジ対象外貨額を最小にした上で、主として外貨建売上に関わる為替の市場変動リスクを抑えるために行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時およびその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「災害による損失」(前事業年度1,289百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に表示しております。

なお、当事業年度の「特別損失」の「その他」に含まれる「災害による損失」は115百万円であります。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性の判断および固定資産の減損判定等にあたり、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響について、翌事業年度の上半期にわたって影響が続くものとし、足元の実績をもとに当初の事業計画値に反映し会計上の見積りとしております。なお、将来において、これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	626,196百万円
2. 保証債務	
関係会社の借入債務に対して次のとおり保証を行っております。	
PT. Epson Batam	2,551百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	136,695百万円
長期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	54,130百万円
長期金銭債務	833百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	646,277百万円
仕入高	391,056百万円
その他の営業取引	32,424百万円
営業取引以外の取引	22,571百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の総数

自己株式 53,703,521株

注. 自己株式の総数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式259,468株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	22,972百万円
固定資産（減損および償却超過）	18,183百万円
退職給付引当金	9,094百万円
株式評価減	5,653百万円
たな卸資産評価減	4,266百万円
賞与引当金	3,013百万円
その他	6,403百万円
繰延税金資産小計	69,588百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,154百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,427百万円
評価性引当額小計	△35,581百万円
繰延税金資産合計	34,007百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△618百万円
その他有価証券評価差額金	△402百万円
その他	△319百万円
繰延税金負債合計	△1,339百万円
繰延税金資産の純額	32,667百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
エプソン販売 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	113,344	売掛金	17,606
			必要資金の貸付 (注2)	(注3)	短期貸付金	170
Epson America, Inc.	所有 間接100%	米州地域統括 会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	179,483	売掛金	34,354
Epson Europe B.V.	所有 直接100%	欧州地域統括 会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	140,757	売掛金	18,486
Epson Precision (Philippines), Inc.	所有 直接100%	当社製品の 製造委託	製品の購入 (注4)	122,563	買掛金	6,564
					未収入金	3,424
PT. Indonesia Epson Industry	所有 直接100%	当社製品の 製造委託 役員の兼任	製品の購入 (注4)	110,617	買掛金	11,597
					未収入金	2,930
Epson (China) Co., Ltd.	所有 直接100%	中国地域統括 会社 当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	58,635	売掛金	14,354

取引条件および取引条件の決定方針等

注1. 販売価格は、市場価格から適切な販売会社のマージンを控除し、決定しております。

注2. 必要資金の貸付および余剰資金の預りは、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施しております。

注3. 必要資金の貸付および余剰資金の預りは、資金貸借制度のもとで日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っていません。

注4. 購入価格は、製造原価に製造会社の適正な利益を上乗せし、決定しております。

注5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 957.97円

2. 1株当たり当期純損失 49.63円

注. 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数および期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、当事業年度において信託が所有する期末自己株式数は259,468株、期中平均株式数は201,257株であります。

収益認識に関する注記

当社は、プリンティングソリューションズ事業、ビジュアルコミュニケーション事業、ウェアラブル・産業プロダクツ事業に係る製品の製造、販売を主な事業としており、こうした製品の販売においては、通常は物品の引渡時点において当該物品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。